

家内労働法案(内閣提出第八号)

家内労働法案(田邊誠君外六名提出、衆法第一七号)

最低賃金法案(田邊誠君外六名提出、衆法第一八号)

国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(川保健二郎君外六名提出、衆法第一九号)

労働関係の基本施策に関する件(大阪市のガス爆発事故における労働災害に関する問題)

○倉成委員長

これより会議を開きます。
労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。後藤俊男君。

○後藤委員

大阪のガス爆発の事故につきまして国会から議員派遣ということで視察に行つてまいりました。七十数名の犠牲になられた各位なり、さらには多くの傷害を受けた人がおられるわけでございますけれども、これらの人に対しましては、御冥福を祈ると同時に御見舞いを申し上げながら、気のついた点について質問を申し上げたいと思います。

まず最初に、このガス爆発事故のガス漏れが一番最初の発見というのは八日の五時でございますけれども、そこで、府警、いわゆる警察本部のほうの十七時以後の事故に対してとられた処置、さらに消防局関係の十七時以後にこの事故に対してとられた処置、さらには陸運局、労働基準局、ここにおきましてもこのガス爆発の十七時以後にとられた処置につきまして、今日までのことを言つてくれというわけではございませんけれども、当日五時ごろ発見されまして、それ以後ガスの消火をいたしましたのが九時半と聞いておりますけれども、当日この事故に対してどのような処置をとられたか、この点を最初に御説明いただきたいと思ひます。

○長谷川説明員

警察のとりました措置につきま

してお答え申し上げます。

警察におきましてこのガス漏れの事実を承知いたしましたのは、十七時三十分でございます。それは、当時現場の工事をいたしておりました組の方から、ガスが路上に漏れて、煙が出ていたという一〇番を受けたわけでございます。そこで、この一〇番を受けた指令室では、直ちに所轄の曾根崎警察署に對して、こういう通報があったので、至急現場に署員を派遣して措置をとるよう指示をいたしましたわけでございます。この指示に基づきまして、所轄の曾根崎警察署におきましては、休憩をしておりましたパトカーに派遣を命ぜるとともに、所轄の池田町警部補派出所に對して、直ちに現場に行くように指示をいたしましたのでございます。

一方、現場付近の天六の交差点で交通整理に従事しておりました警察官がおりましたが、この者が十七時三十一分ごろ東のほうに煙が上がるのを見まして、その直後、やはり現場を通りかかりましたトラックの運転者の方から、向こうでガスが漏れているという通報もあつたようであります。そこで、その警察官は、東へ向かう、現場の方向へ向かう交通を遮断してあります。また、十七時三十五分ごろというのでございますが、大淀署の——これは焼けた建物の多いところの所轄でございますが、大淀署の天六派出所に、通行の方から、やはり路上にガスが漏れて通行が危険であるという口頭の申告を受けまして、大淀署のほうにおきましては、この時点でこれを認知いたしましたわけでございます。大淀署の天六派出所の者がそれを聞きまして、直ちにその派出所におりました派出所員四名を現場に急行させたわけでございます。

そういう状況で、現場に警察官が着きましたのは、大淀署の天六派出所の者が一番早いような状況でございます。十七時三十六分が七分くらいに現場に着いたということでございます。

それから、曾根崎署のパトカーは、十七時三十七分ごろに現場に着いた、こう申しております。

それから、所轄の曾根崎署の池田町派出所員は十七時三十八分ごろに現場に着いた、こういうことでございます。

そのときの状況では、爆発地点の付近でガスが上に吹き出しておりまして、そしてガスの会社の上から現場の近くにはすでに群衆の方が約千名近くおつた、こういうことでございます。

そこで、最初に着きました大淀署の署員は、この現場、国分寺交差点付近でございますが、その群衆を南と北に分けて、そしてこれを現場に近づかないように規制に努力いたしましたわけでございます。それからまた、その後着きましたパトカー並びに曾根崎署の署員もこれと協力をいたしまして、群衆の整理に当たつたわけでございます。

ところが、十七時五十分ごろに爆発が起きた、こういうことでございます。府警本部といたしましては、その報告を受けまして、さらに機動隊、それから隣接の署に、部隊を編成して現場に出動するように指示をいたしまして、機動隊は一番早いものが十八時二分に現場に着いております。以後十八時二十分、次々に機動隊並びに隣接の署員が現場に着きまして、それぞれ被災者の救護、それから現場の交通、あるいは群衆の交通の整理、隊を含めまして、合計七百八十六名でございます。

これに出動いたしました警察官の総数は、機動隊を含めまして、合計七百八十六名でございます。なお、出動しました車両は、パトカー三十一台をはじめ、広報車、投光車等三台、その他携帯投光機四十六個等を持ちまして、現場にただいま申しましたようにかけつけまして処理に当たつたわけでございます。

以上が、簡単ではございますが、爆発事故のありました前後における警察の活動の概況でございます。

○後藤委員

そこで、いまかなり詳細に説明があつたわけでございますけれども、われわれが現

地でお聞きしたり、さらに調べたりした結果によりますと、大阪瓦斯のガスの爆発につきましては、十七時四十五分ないし五十分ということになっております。いまあなたが説明されましたように、警察のほうでは、一〇番の電話で十七時三十分に通報を受けておる。それから消防局のほうといたしましては、十七時二十七分ごろに通報を受けておる。それから、そこで働いておられる人夫の人は、大体十七時ごろにガス漏れに気づいておる。こういうふうなことになるわけなんです。そうなりますと、爆発するまでに大体四十五分ないし五十分、その人夫で働いておる人がガス漏れに気づいてから四十分ないし五十分かかっておるわけですね。あなたがいま報告されましたように、十七時三十分には一〇番の電話で連絡があつた。これにいたしましたところで約二十分ぐらいの爆発までの時間があるわけなんです。そうなりますと、現在の被害者を考へてみると、死者が七十四名でございますか、さらにけがをした人がたくさんおられる。その中身は、あとから基準局のほうへお尋ねしたいと思つておりますけれども、そこで働いておられた人は二十数名の死者を出しておる。残りは一般の人、いわゆる見物人というと語弊がございますけれども、自動車が発火しておるから見た人といううな人が、あるいは沿道におつた人が被害を受けたのではないかと申すわけでございます。先ほどの説明の中にもあつたかと申すのでございますけれども、ガス漏れの白い煙が上がつて、これはおかしいと気づかれた大淀署でございますか、この警察官の人が車両の通行止めを行つた。それと同時に、いわゆる大衆の避難というのをなぜ一体やらなかつたのだらうか。いわば車はほとんど燃えておる。ガス漏れの兆候の白い煙が出ておるのだ。これはいつ爆発するかも知れぬ。人は三百も五百も集まつてきておる。そこで爆発してかなり大きな犠牲が出たわけでございますけれども、時間的に考へてみまして、あなたのほうで大体五時半には連絡があつて、直ちに飛ばす、あるい

は近くにおられた警察官の人が、おかしいというので車両どめしておるわけなんです。通行禁止しておるわけなんです。なぜ一体、そこへ集まった人の退避というか、やがてガスが爆発するから全部退避しろという指令を出せば、おれと言ったところでおくおる者はないと思うのです。その辺のところは、時間的に考えて、そのときの情勢を描きながら考えるときには、一体どう解釈したらいいのでしょうか。その辺のところを、あなたのほうの何か見解がありましたら御説明いただきしたいと思います。

○長谷川説明員 お答え申し上げます。

十七時三十分現場におりまして東へ行く交通をとめたのは、先生御承知のように、天六の交差点におりました交通の警察官でございます。その天六の交差点からガス爆発事故がありました地点は、たしか約百数十メートル離れておるのではないかとおもうのでございます。その地点からは白い煙が上がっておるのが見えたのでございまして、ここにおりました警察官は交通の整理に当たっておった警察官でございますので、直ちに向こうに行くことは危険であると判断してとめたことはまことに適切であると思うのでございます。先ほど申し上げましたように、爆発事故の現場に最初に着きましたのは、大体十七時三十分、七分ぐらいに大淀署の警察官が最初にそこへ着いたわけでございます。着きました警察官は、先ほど申しましたように、現場に——現場といいますが、国分寺町交差点付近でございますが、その付近にすでに千名近くの群衆がおられたということでございまして、これに對しまして、危険であるということ、先ほど御説明申し上げましたように、北側と南側に群衆を分けて、そしてこれを退避させる規制をいたしておるのでございます。

○後藤委員 そうしますと、あなたは現場におられたわけじゃないのですから、調査された結果の報告だと思えますが、少なくともガスが爆発いたしましたのは五時四十五分から五時五十分までの間、どちらかという五時五十分近くに近かったもの

という報告があると思うのです。あなたのほうでは、五時半に——〇番に連絡があった。しかも百五十メートル離れているところには派出所があった。そして、これは危険だと思つて車両の通行を禁止をいたしました。それからそこへ、消防のほうにいたしましては十七時三十分七分に通告を受けておるわけなんです。さらに、現場で働いておる人夫の人は、五時ごろガス漏れについては気づいておるわけなんです。ですから、十七時三十分ごろには警察官の人も現場へ来ておると思いますし、消防関係の人もその前後には現地へ来ておると思いますし、あるいは人夫の人はもう五時から気づいておるのですから、これはえらいことだ、ガスが漏れるということに気づいておられる。そこへ、五十分には爆発したんだ。まあ四十七、八分だと聞いておりますけれども……。そこで、もう少し何とか対策はなかったものだろうか。これはガスに對する認識と申しましようか、ガス爆発に對するいわば軽い考え方が、こういうような結果——いわゆる犠牲をもつと食いとめることができなかったのだらうか、この点を私お尋ねしておるわけなんです。別にあなたのほうを責めてどうこうという気持ちには毛頭ございせんけれども、二、三十分の間にもうちよつと処置のとりのようがあったのではないかと……ことをお尋ねしておるわけなんです。やられたいままでの説明につきましてはおわかりましたけれども、これからこういう事故を防止するために、今回の経験から考え、反省するところがないのか、この点を私はお尋ねしておるわけなんです。

○長谷川説明員 お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、爆発事故のありましたそばに最も早く着きましたのは、警察といたしましては十七時三十分、七分ごろでございます。着きましたときは、すでに建設会社の方でも、そこにありまして通行のための例のもの等もあつまして車両の通行を制限したり、あるいはまた群衆の近寄ることを制限するような形もあつておられたということでございますが、それはともか

くいたしまして、先生お尋ねのように、もっとガス事故というもののつきまして重大視をして措置をとるべきではないか、ガス事故に對する認識に甘い点が残つたかという点につきまして、私自身いま振り返つて考えてみますと、確かに、これほど大きな事故になると、その通報を受けたときに警察の者が判断しなかつたものと思うのでございまして、ともかくガス漏れというふうな通報がありましてした場合におきましては、事故になつたのだということを念頭に置いて措置をすべきものと考えております。

○後藤委員 いまの点につきましては、ガス事故に對する輕視なり、事故の際の即応の処置、こういう点につきましても、ひとつ今後深く検討していただく必要があらうと思ひます。

それから、ガス会社関係の当日の処置と申しましようか、これをお尋ねしたいと思うわけですが、新聞によりまして、大体三日前にガス漏れがあつた。これを修理をした。さらにまた、新聞によれば、爆発の二時間、二時間前にもガス漏れがあつたんだというふうないろいろな記事が出ておるわけでございます。ああいう記事が出ておる場合には、ガス会社といたしましては、やはり市と何らかの協定を結んで、その協定に基づいて、安全第一という方向で作業を進められておつたものなりと私は考えておるわけなんです。大阪市とガス会社と、この工事に対して一体どういうふうな協定を結んでおられたのか。さらに、先ほどからもいろいろ言つておりますように、十七時ごろにはガス漏れを人夫が発見をいたしておる。こういうふうな情勢の中で、おそらくその協定の中には工事現場のバトリールとか、そういうものもいろいろ入つておると思ひますけれども、当日ガス会社は、バトリール関係なり安全の監督なり、そういうふうな行動についてはどういふ行動をとられておつたのか、この点の御説明をひとついただきたいと思います。

○馬場政府委員 お答え申し上げます。大阪瓦斯の社長とこの工事の施主でございます大阪市交通局長との間には、この地下鉄工事を行ないますにつきまして、ここにガス管が通つておりますから、この工事期間中のガス管の防護方法その他につきまして文書による協定書がございまして、それから、当日の状況でございますが、当日の状況は、大阪瓦斯は、これは当日に限りませず、工事期間中毎日自主的に——これは協定書によつて合意されたことではございせんが、大阪瓦斯が自主的に毎日一回点検をいたすことに社内できめておりまして、当日も午後三時四十分ごろに大阪瓦斯のバトリール車で、これは四人一組になりまして、その事件箇所を含みますいわゆる工事現場のバトリールをいたしておるわけでございます。三時四十分から四時三十分にかけて当日バトリールをいたしております。この間におきましては、そのバトリールいたしました者は、特別の異常を認めておらなかつた、こういう状況でございます。

それから、事故が起りましたときの大阪瓦斯の態勢でございますが、当日十七時三十分ごろ、これは直接現場からの連絡と申しますよりは、大阪瓦斯の巡回バトリールカーというのが市内を巡回しておりますが、この巡回バトリールカーから大阪瓦斯の営業所へ無線連絡がございまして、緊急出動を要請されておりますので、大阪瓦斯のバトリールカーは十七時三十五分ごろ現場に到着いたしました。こういう状況でございます。

○後藤委員 そうしますと、いまあなたの説明でございますが、当日ガス会社といたしましては、十五時四十分から十六時三十分まで四名一隊となつてバトリールをやつた、こういうことですね。そうすると、その後三十分後にガス漏れが、その現場で働いておる人夫の人に発見されておる、気づいておるわけなんです、そういうことになるんじゃないですか。このバトリールというのは、一体、四人一組で鼻によるバトリールなのか——鼻によるバトリールというのはおかしいのですけれども、においがついておるから。われわれしろうとして、三十分前に安全でござい

ます、何にも間違つたことはないというパトロー
ルをされて、三十分たつてガス漏れと、約一
時間後には大爆発が起きておる。こういうところ
へ来ておるわけなんです。これは、もちろん現在
実地検証をやっておられます途中でございませ
う、まだまだ確定的なことは言えないと思いま
すけれども、三十分前に通つてはいじょうぶな
ものが、三十分後にもうガスが漏れる、そのあと一
時間くらいで爆発をして大惨事を起こしておる。
こういうようなことは考えられぬように思うわけ
でございすけれども、しかもここ四、五日間の
新聞記事を読みますと、三日前に漏れたのを修理
したとか、あるいは前から漏れておったとか、あ
るいは新聞によつては、これくらいな漏れ方はだ
いじょうぶだからというように言つたというよう
なことも書いてある新聞もあるわけにございま
す。こういう点こそあまいににするべきじゃ
ないと思うわけなんです。この点いかがでしょ
う。

○馬場政府委員 先生御指摘のように、事故の約
一時間前、一時間かけて大阪瓦斯の当事者が現
場を巡回しておりましたときには格別の異状はご
ざいませんでしたのに、その一時間後にこれだけ
の事故が起つておるわけにございすから、し
たがいましてわれわれも、その辺のところを一番
疑問に思つてございすけれども、ただいままで受
けております報告はそういうことでございしまし
て、その巡視員が引き揚げましてから一時間の間
にどういふことが起つたのかというところがこ
れからの調査でおいおい明らかになってくるので
はなからうか、かように思つております。

なお、当日その一時間前にパトロールをいたし
ました大阪瓦斯の人員、どういふ資格の人がや
つたかということにございすけれども、これは四名一組
で巡視をいたしておるわけにございすけれども、
栗川という人が長になりまして、以下大阪瓦斯の
工事をやっております、くだんの工事をやってお
ります仲井組の人三名を率ひまして一時間の巡視

をいたしておるわけにございす。この栗川とい
う人の資格要件は、これは三十九歳の工手補で
ございまして、本管の建設あるいはガス漏洩の検査
などにつきまして約二十年の経験年数を持つてお
る、まず相当の経験者であるということにははつき
りいたしておるわけにございす。したがいまし
て、そのパトロールにあたりました、ただ一通り
見回つてガスが少々漏れておつても気がつかない
、見過ごすというふうな、そういう検査をや
つておつたというふうには、この当人の資格等から
見まして、われわれとしては判断できないわけに
ございす。

○後藤委員 そうしますと、いまの御説明でござ
いますと、かなり熟練工であつて、もしガスが漏
れておるような場合には見落とすような人じゃな
い、こういう説明だと思ひますけれども、これは
いまここで論争いたしておりましたも正しい結論
を見つくることはできないと思ひます。

そこで、これはさきの新聞にも載つておつた
わけにございすけれども、この事故なり昨年の
事故がかなり影響があるのではないかとわれわれ
におりますけれども、科学技術庁の資源調査会です
ね、これが昭和四十年の五月二十五日に勧告をし
ておるわけにございす。パイプラインの關係、お
そらくこのまゝいふとガス爆発等の大惨事が起こ
るであらう、こういうふうなことを予測をして、こ
れだけのほびひとつ政府の手でやつてくれ、こ
ういふ勧告がいまから四、五年前に出されておる
わけなんです。ところが、政府のほうとしては、
共同溝の問題が先決だというふうなことで、いま
言ひましたところの調査会の勧告につきまして
は、そのまま放置してあつた。これがもっと早く
政府で取り上げられてやられておるのならば、お
そらく今回の大阪のガス爆発事故につきましても
予防することができたのではないかと、こういう
記事がある新聞にはトップ記事で出ておるわけ
にございす。これを一般の国民が読んだ場合に
は、何だそんなことがあつたのか、また政府の怠
慢なのか、しかも七十四名も死んでおるじゃない

か、何を一体やっておるのだといつて義憤を感じ
る国民がたふさんあると思ひます。これは一体今
日どういふようなことになつておるのだ。なぜ一
体今日までこういうふうな放置をされておるの
だ。これは何か理由があると思ふのです。その
点、簡潔でけつこうでございすから、お知らせ
いたしたいと思ひます。

○馬場政府委員 ただいま先生お述べになりまし
た資源調査会の四十一年の勧告にございす。これ
は科学技術庁長官に提出をされたもので、同時
に、この時点におきまして、關係の各省にも勧告
書がまいておるわけにございす。この勧告書
は、川崎あるいは五井あるいは四日市あるいは水
島というふうな新しいいわゆるコンビナートの工
業地帯におきまして、いろいろなコンビナート形成
企業間のいわゆる原料用パイプライン網の整備、
あるいはその保安保守ということについて、実
態を調査し勧告をした、こういう内容のもので
ございまして、ここでいつておりますパイプライン
は、今度の事故にございまして、都市ガス
をつくりましてからそれを各家庭に配管をするよ
うな、いわゆる供給導管と申しますけれども、そ
ういふ性格の導管と申しますよりは、都市ガスで申しま
すればむしろ都市ガスを発生するのに必要な天然
ガスの配管あるいはその他の原料ガスのパイプライ
ンの整備といふことについての勧告のようにわれ
われ承知をいたしております、今回のような導
管とは若干次元の違うものをお取り上げになつた
というふうなわれわれとしては何つております。
ただ、同じパイプラインの保安に關することを
述べられておりますので、われわれとしても、
もちろんこれを参考にはいたさなければならぬわ
けにございすけれども、大体この勧告に示された
勧告事項、提言事項に對しましては、これと同じ
ような見解でガス事業者に對しまして現に指導を
いたしておりますし、また今回の事故の一年前
に、むしろ資源調査会の勧告よりは一昨年三月
に御承知のように東京都の板橋でやはり地下鉄工
事に關連して爆発事故がございまして、今回はど

か、何を一体やっておるのだといつて義憤を感じ
る国民がたふさんあると思ひます。これは一体今
日どういふようなことになつておるのだ。なぜ一
体今日までこういうふうな放置をされておるの
だ。これは何か理由があると思ふのです。その
点、簡潔でけつこうでございすから、お知らせ
いたしたいと思ひます。

○馬場政府委員 ただいま先生お述べになりまし
た資源調査会の四十一年の勧告にございす。これ
は科学技術庁長官に提出をされたもので、同時
に、この時点におきまして、關係の各省にも勧告
書がまいておるわけにございす。この勧告書
は、川崎あるいは五井あるいは四日市あるいは水
島というふうな新しいいわゆるコンビナートの工
業地帯におきまして、いろいろなコンビナート形成
企業間のいわゆる原料用パイプライン網の整備、
あるいはその保安保守ということについて、実
態を調査し勧告をした、こういう内容のもので
ございまして、ここでいつておりますパイプライン
は、今度の事故にございまして、都市ガス
をつくりましてからそれを各家庭に配管をするよ
うな、いわゆる供給導管と申しますけれども、そ
ういふ性格の導管と申しますよりは、都市ガスで申しま
すればむしろ都市ガスを発生するのに必要な天然
ガスの配管あるいはその他の原料ガスのパイプライ
ンの整備といふことについての勧告のようにわれ
われ承知をいたしております、今回のような導
管とは若干次元の違うものをお取り上げになつた
というふうなわれわれとしては何つております。
ただ、同じパイプラインの保安に關することを
述べられておりますので、われわれとしても、
もちろんこれを参考にはいたさなければならぬわ
けにございすけれども、大体この勧告に示された
勧告事項、提言事項に對しましては、これと同じ
ような見解でガス事業者に對しまして現に指導を
いたしておりますし、また今回の事故の一年前
に、むしろ資源調査会の勧告よりは一昨年三月
に御承知のように東京都の板橋でやはり地下鉄工
事に關連して爆発事故がございまして、今回はど

スケールは大きくはございせんが、数名の死傷
者なりあるいは焼失家屋が出ておりますので、通
産省といたしましては、この供給途上における他
工事に關連してのガス導管の事故という点につ
きましては、昨年の五月に通産省にガス導管防護
策會議というものを設置いたしまして、ここに東
大の星林先生以下数名の専門の先生方、それから
關係のガス事業者、それからいわゆる他工事、地
下鉄その他の工事をしております他の事業者並び
にそれらの監督官庁である建設省等に出ている
きまして、都心におけるこういう供給導管を埋め
てあります地点における他工事の際にあり得べき
いろいろな保安上の問題点、相互の連絡でござ
いますと、あるいは工事中のガス導管の防護方法
等につきまして、現状を詳細に調査していただき
き、かつ改善すべき点につきましている御提
言を伺つたわけにございす。目下このレポート
は、これは昨年の十二月末に通産省にいたしてい
ますが、これを尊重いたしまして、いろいろ
具体的な保安基準なり、他工事等の方法につ
きましては、他工事の事業者にもとりあえず徹底を
させますと同時に、今回改正されましたガス事業
法に伴う技術上の基準というところでこれを規則化
してまいらう、こういうことで現在検討をいたして
おつた最中でございす。

○後藤委員 そうしますと、前に私がお尋ねいた
しました資源調査会の勧告につきましては、大体
石油ですか、原油ですか、これのパイプラインの
ことだ、一口に言つてそういう説明だと思ふ
のです。しかし新聞等によりまして、それらも含
んでおるとは思ひますけれども、大体都市等にお
けるガスなり水道なり、いろいろなパイプライン
の關係が、どこに一体何がどう通つておるかとい
うようなことさえ不明確になつておる。だから、
都市ガスについては橙色、電信、電力のケーブル
については黄色、あるいはその他についてはこう
いう色にしない、それを早急につくりなさい、こ
ういふ上ではいわゆる保安の確立をしない、こ
ういふふうな中身のものもあると思ふわけなん

○後藤委員 そうしますと、前に私がお尋ねいた
しました資源調査会の勧告につきましては、大体
石油ですか、原油ですか、これのパイプラインの
ことだ、一口に言つてそういう説明だと思ふ
のです。しかし新聞等によりまして、それらも含
んでおるとは思ひますけれども、大体都市等にお
けるガスなり水道なり、いろいろなパイプライン
の關係が、どこに一体何がどう通つておるかとい
うようなことさえ不明確になつておる。だから、
都市ガスについては橙色、電信、電力のケーブル
については黄色、あるいはその他についてはこう
いう色にしない、それを早急につくりなさい、こ
ういふ上ではいわゆる保安の確立をしない、こ
ういふふうな中身のものもあると思ふわけなん

です。だから、まるっきりこれが全部今後の事故にどうこうということではございませんけれども、少なくとも五年前に調査会の勧告したものを、なぜ一体いまだに放置されておるのだ、こういう疑問を持たない者は私はないと思うわけなんです。昨年の東京のガス爆発事故で、こういったことをやっておりますという説明はございましたけれども、この勧告を忠実に守っておれば去年のガス爆発を防止することができたのじゃなかったのか。それを私お尋ねしておるわけなんです。だからこれは、労働大臣には、直接どうこうではございませんけれども、お聞きのように、昭和四十年の四月にこういう勧告が出ておるわけなんです。しかも新聞等の見出しを読みますと、予測されていたガス爆発、勧告後五年間も放置されておる、指摘した点は、そのまま事故になっておる、こういうような大きな見出しで、全国国民にこれがばらまかれておるわけなんです。そうしますと、先ほどのお話ではございせんけれども、そこまできちんとして、五十人から六十人の調査団までつくって、とにかくガスはあぶないぞということこそこまめに勧告しておるものを、ほかかぶりでもう一度でして、一回でなく二回、三回、一年間でガスの爆発事故は六十回から七十回あると書いてありますよ。こういうことにした責任といたして、これは直接の責任はどうかとは私申し上げませんけれども、ここまで心配して、こういう勧告も出ておるのに、実施に移されておらない、これは、やはり今度のガス爆発の事故に対する政治的な責任というものは、お互いに強く反省をする必要があるのではないかと私は思うわけなんです。大臣としてはいかがですか。

○野原国務大臣 直接には労働省の所管ではないと思ひますので、実はお答えにならぬと思ひますが、ともあれ、今回の災害で非常に大きな被害があったわけではございまして、なくなられた方々に對して憐れみの意を表しますが、同時にまた、この原因その他もいま調査をしておりますけれども、過密都市における建設工事の災害という問題と同時に、一般市民にまで非常な被害を与えたという問題に對しては、今後あらゆる点で監督指導、労働基準法もございまして、それ以上には実はこの教訓を十分に生かしまして、これらの災害を今後絶対に起こしてはならぬという決意のもとに、たゞいま対策本部を設けて検討している次第でございます。

御指摘の点も、先ほど来十分拝聴しておりますので、まことに遺憾な問題である、非常に心を悩ましておるわけではございますが、今後これらの問題につきましましては、一そう監督指導ということをや徹底し、災害の未然防止という問題に真剣に取り組みたいと考えております。

○後藤委員 これ以上ここで言うておりまして話が進まないと思ひますので、ぜひひとつ心にとめていただいて、間違ひなく進めていただきますようにお願いをいたしたいと思います。

次に、最終的な今回の大阪ガス爆発惨事の被害者、おなじくになりましたのは何名あるのか、けがをされた人は何名あるのか、さらにけがをされた人の中に工事に關係しておった人が何名あるのか、しかも、その工事に關係しておった人は、鉄道建設の工事なのか、あるいは下請の工事なのか、あるいは男女の別は一体どうなっているのか、さらに、これらの人たちに對して、現在までとつてまいりました処置は一体どういうことになっているのか、この点の御説明をいただきたいと思ひます。

○野原国務大臣 本日の午前九時半までの現況では、死亡者が七十六名、重傷者が三百名ということになっております。

ただいま御指摘のような、いろいろな詳しいことにつきましては、基準局長から御報告申し上げますと思ひます。

○和田政府委員 総数は、大臣からいま申し上げましたが、そのうち工事に直接關係のあります方について申し上げますと、工事に直接關係のあ

ると申し上げておりますのは鉄建建設及びその隣接工区であります青木建設、それから少し離れておりますが、同じ地下鉄の工区を担当しております松村組及びパトロール車でかけつけられた大阪瓦斯の方、こういう方について申し上げます。内訳は、青木建設の方が一人、青木建設の下請の水島工業の方が一人、松村組の方が一人、大阪瓦斯の方が三人、計六人でございます。それから重傷は、全部で二十一名、軽傷が十一名、死傷者総計三十八名でございます。

なお、いま申し上げましたような意味で申し上げますと、大阪瓦斯の三名の方は、これはパトロール車で来られた方でありまして、ガス検知で処置をしておられた方々であります。それから鉄建建設及び下請、それから青木建設及びその下請及び松村組の方々は、大体は群衆の交通整理關係について協力をしておられた方々のように私どもの調査では承知をいたしております。

なお、男女別は、全員男子でございます。

○後藤委員 それから、次には労働基準局長にお尋ねするわけですが、安全管理の面で労働基準法違反はなかったかどうか、これは何条でございまして、掘さく工事を行なう場合は、あらかじめ地中を十分調査し、必要な措置を講ずることになっておる。これは間違ひないと思ひわけですけれども、そういう点で労働基準監督署としてどう今日考えられておるか、この点お尋ねします。

○和田政府委員 労働基準局といたしましては、労働基準法に基づきます安全衛生規則百六十三条の七、百六十三条の十、百六十三条の十一、これが建設施工關係の人に対する安全規則の該当条項でございます。

それから、大阪瓦斯につきましましては、安全衛生規則の百四十条の二、こういうものがございまして、これらのものについて当時違反があったかどうかについて、現地検証その他を現在、警察及び

消防と合同で検証中でございます。結論が出ておりませんが、このうち百六十三条の十一、すなわち作業主任者を設けることにつきましては、当時違反のないことが確認されております。それ以外三つの条文については、たゞいま現地検証中でございます。最終的なことを今日申し上げられるほど調査が進んでおらないという報告を受け取っております。

○後藤委員 そこで、職場を、特に掘さく工事等につきましましては、労働基準監督官がその工事現場をパトロールすることになっておるわけなんです。これはいつおやりになったのですか。

○和田政府委員 この鉄建建設關係で申し上げますと、昨年の九月着工以来現在までに四回の監督を実施しております。三月初めに監督いたしましたのが一番新しい監督でございます。

○後藤委員 そこで、労働大臣に私お尋ねするわけですが、いま基準局長からお話ございましたように、労働基準法の安全規則百六十三条の七、十、十一、こういうところで一応法律としてはきまつておるわけなんです。しかも、工事現場を労働基準監督官がパトロールするということも、これはきまつておるわけなんです。そうなりますと、現在、労働基準監督官というのは、全国で何名おいでになるのですか、総数です。

○和田政府委員 四十五年定員は全国で二千七百五十三人になる予定でございます。

○後藤委員 これは、実はこの前の社会労働委員会、大阪の尻無川でしたか、あのときに小林議員からも強く指摘された点もあつたかと私記憶しておるわけではございまして、全国で二千八百人足らずの労働基準監督官で、これらの人が全部ガス工事の現場をパトロールするわけじゃないのです。ありとあらゆる仕事を、いわゆる安全基準を守るためのパトロールだと私は思ひわけでございます。あのときの基準局長の説明によりまして、三割か四割くらいしかパトロールできない。あとのところは、もう何とも人数が少ないのだからいたしかたがないんだ、こういうような説明で

あったかと私記憶しておるわけでございますけれども、そうなつてまいりますと、これはもう法律があつて、これを実行に移すこともできぬ。しかも次から次へといろいろな事故が起きてくる。こうなつてくると、労働省としても一ぺん考え直してやらう必要があるのじやないかと思ふのです。その点いかがでしょうか。

○野原国務大臣 御指摘の点、今回の災害等を考えますときに、確かに労働基準監督官の数が十分ではない。しかも監督行政を徹底して行なうということが災害の防止に、安全対策に非常に必要であるという点を痛感いたしましたので、今後の点につきましては、ひとつ十分に検討いたしました。基準監督官の必要な増員の確保ないし機動力の点、十分に監督行政が進められるように十分注意したいと考えております。

○後藤委員 そうしますと、これは具体的問題です。から基準局長にお尋ねするのですが、現在昭和四十五年度二千八百人ですか、労働基準監督官は。これらの人が各工事現場を見ながら、危険防止の責任の一端を負いつつ現場をこう見て歩いておられるのは任務だと思ふわけですが、まあ全国的に見ますと、ガス工事だけではなしに、全国的に大きな工事がもうたくさんあると思ふわけなんです。そうしますと、いま労働大臣が言われましたように、何とかこれはひとつ早急に検討する必要があるという考え方がありとすると、一体労働基準監督官はどれくらいにしたら、きめられたとおりのことがやれるのだ。これは、基準局長あたりなら、大体これだけの人間がおれば仰せつかったことはみなでございまして、こういうことはわかると思ふのですが、いかがですか。

○和田政府委員 先生御指摘のように、あるいはまた、大臣からお答えを申し上げましたように、全事業場数の伸びに対して、監督官の増員の伸びがきわめて微々たるものであるということ、先生御指摘のとおりでございます。

古い数字を申し上げて見ますと、二十三年ころからの適用事業場の伸びが二・六倍に対し、監督官はわずか八％しか伸びていないというようにございまして、なかなか全事業場についての確な監督をするというのには人的に非常に欠けるところがあるのは、御指摘のとおりでございます。ただ、監督行政も二十何年やつてまいりました。全部の事業場についてくまなく回りなればならないというほどでなくて、私どものほうとしては、管内の事情をそれぞれ監督署が理解をしております。その理解に従つて災害の起きるようなところを重点的にやる、あるいはきわめて長い労働時間が行なわれているところ、あるいは社会的に非常に問題になるような業種がございまして、そういう監督をするということ、この重点的な監督の実施のしかたによりまして、この少ない人員を社会的需要に応ずるよう有効に使用しますと、機械力、通信力、そういうものの増強あるいは機械化というふうなことで、監督手法を、科学的と申しますか、そういうものに変えていくことによつて、できるだけ要望にこたえていきたいと思つております。何と申しまして、一年間に全体について見ますと、わずか一一、二％しか監督できないということ、わずかの増員については今後ともできる限りの努力をしなければならぬ、かように考えております。したがういまして、定員関係では非常に窮屈な今日ではございまして、四十四年に比較して四十五年は、わずかではございますが、ほかが減つておる中で、七十五人くらいのことではございまして、増員が認められました。これらのことではとても足りないのは御指摘のとおりでございます。そういう努力をさらに私どもとしては積み重ねていくべきでありまして、何人あれはいいという数字を申し上げても、現実問題としては、なかなかそこに達せられないと思ふので、あえて何人あれはいいというふうなことは、差し控えていただきたいと思います。

○後藤委員 いまいろいろ御説明ございましたけれども、いまのような説明で、今後とも足らぬことは間違いないんだから、増加に努力していくんだ。ところが、一方、労働災害というのはいくつ一方なんですか。これも一つの大きな労働災害だと思ふ。そうしますと、労働災害は、一方ではどんどんふえていくわ、法律で定められた監督につきましては、十何％を監督するだけの要員しかおられない。と申しますと、八十何％は、せっかくこういふふうにきまつておきながら、要員不足のために放棄されておる。だからあなたが言われるように、重点的にやっておるんだ、この説明はわかるわけなんです。それなら、重点的にやっておられるなら、労働災害が減つていけばいいわけなんです。重点的にやっておられても、労働災害は次から次へと増加の一途をたどつておる、こうなつてまいりますと、あなたの方その立場に置かれた人としては、いても立てもいられぬやうな形になつてくるんじゃないですか。次から次へと犠牲者がどんどん出てくる。これはもう少し要員を充足してやんならば、この事故を食い止めることができたかも知れぬ。けれども、人が足らぬからしょうがないんだ、結果的にはそういうふうなことに今日なつておるのが現状じゃないかと思ふわけなんです。これは大臣どうでしょうか。具体的にもう一ぺん労働大臣として考え直して、今度の事故を契機にというわけじゃございませぬけれども、この前の委員会でもかなりこの問題は論議されましたけれども、今度の事故を契機にして、ひとつ大臣としても思い切つた処置をとらなければ、再びこういう事故を繰り返すことになるのではないかと、そういう心配がやはり先走るわけでありまして、だから、抽象的に、まあひとつ今後がんばりましょうというふうなことでは、なかなかものごとの解決にはならぬと思ふわけなんです。いかがですか。

○野原国務大臣 労働災害はこれからも年々増大することが予想されるわけでございます。労働基準監督官の数をふやす、あるいは拡充強化するという点で至急に検討いたしまして、必要な人員の確保に万全を期して取り組みたい、こういう考えでございます。

○後藤委員 ぜひひとつ、いま言われました方向で具体化するようによつていただきたいと思ふ。それから最後に、おなぐりになりました七十六名でございますが、さらにけがをされた人、あるいは家を焼かれた人、いろいろな被害者があると思ふわけなんです。これら被害者に対して、お見舞いなりその他いろいろ今日まで何らかの処置を行なつておられると思ふ。けれども、現在どういふふうな扱いになつておるか、この点をお尋ねしたいと思ふ。労働の改正案が出ておるわけなんです。これはまだ成立はいたしてございせんけれども、それとの関係あたりは一体どういふふうな腹がまえでいられるつもりであらうか、これも含めて御説明いただきたいと思ふ。

○馬場政府委員 労働者の方々の問題を除外いたしまして、一般的な補償について申し上げます。とりあえず、事故発生後、施主であります大阪市交通局、それから大阪瓦斯、それから工事業者であります鉄建建設三者で協議をいたしまして、とりあえずのお見舞い金というのを、被害を受けられました方々にお送り申し上げております。その区分は、なくなられた方は十名、それから軽傷の方々は、重傷者に準じて一十名、それから方々には、入院しておられる方々、けがをされたけれども通院して療養しておられる方々でございます。その方々には大体五千元というところでございまして、それから家屋の全焼いたしました方々には、一戸につき三十万円、それから半焼家屋に対しては十万円、なお水をかぶりまじり、あるいはガラスが割れたりいたしましたようなおうちに對しましては、一戸当たり五万円という区分で三者名でとりあえず見舞い金をお届けしたようになつてございます。これは大体四月九日、十日じゅうに、軽傷の方を除きまして、全部完了いた

しました。軽傷の方につきましても、本日現在では大体完了しておるといふふうに聞いております。

家を焼かれました方で、商店の方が何軒かおありになるわけですが、その商店の方々がとりあえず復旧をされるときに、いろいろ立ち上りの金融措置等がございましょうから、これにつきましては、国民金融公庫あるいは商工中金、中小公庫というような国の金融機関におきまして、こういう災害時でございまして、たとえば普通の貸し出しにつきましては二年に延ばすとか、あるいは償還期間五年のものを十年に延ばすという特別な措置を講ずるよう、役所といたしまして手配をいたしておるわけでございます。

○和田政府委員 先ほど申し上げました三十八人の方について申し上げますと、なくなられました六人の方については、現行法の適用でございまして、現行に定められたところによりまして遺族補償、葬祭料の支払い、そういうようなことを実行いたしました。葬祭料につきましては、先週の土曜日十一日に、六名の方全員にお支払い申し上げました。遺族補償につきましては、遺族の方からの請求に従いまして年金あるいは一時金を合わせた年金、こういうようなことで、遺族の方の御意向に従ってそれぞれ措置をいたすべく準備が整っております。

重傷の方二十一人、軽傷の方十一人につきましては、これは業務上でございまして、私どものほうで治療につきましては万全を期していく、なお障害が残りました場合には、障害補償を申し上げることになります。ただいま国会で御審議をわづらわしております新しい法律につきましては、死亡の方につきましては、残念ながら現行法でいたす以外にはない。それから障害の問題につきましては、新しい法律が施行後障害等級の決定をいたす場合には、新しい法律によりまして障害等級の決定をいたします。したがって、もし法律が

成立しておりますれば、障害等級は一六・五%増になりますので、この方々には一六・五%の増ということになります。障害等級のない方にはそういう適用はございません。

大体以上のようなことでございます。

○後藤委員 いま言われました六名というのは、先ほど言われました工事人夫でございましてね。

○和田政府委員 先ほど申し上げましたように、大阪瓦斯の方が三名、それからそれ以外の方は隣の工区の青木建設、その下請の水島工業、少し離れたところの工区の工事をやっていたら、松村組、この六人でございまして。

○後藤委員 そうしますと、この工事に出かせぎの人夫の人は大体どのくらいおられたのでしょうか。

○和田政府委員 工事全体でございまして、工事全体で、三月の終わりのころには、一区から九区までの中で九百九十三人が全労働者でございまして、そのうち二百十八人が出かせぎの方であると認定し得る方でございます。

○後藤委員 いま言われましたように、大体千人の工事関係の人夫がおいでになったのです。その中で約二割あまりの人が出かせぎの人なんです。だから私は、このことも一番冒頭に申し上げましたところの、直接関係があるかないかはこれから問題だと思ひますけれども、少なくとも十七時にガス漏れを発見した。その人が訓練も受けておらない、あるいは責任体制も徹底しておらず、その鉄建建設の下請の会社であり、しかも働いておる人は出かせぎの人である。これが出かせぎの人でなくて、かなりの訓練を受けた人でありましたら、たとえばガス工事につきましては、ガス漏れを発見したときにはこうするんだというように訓練を受けておったといひますれば、もう少し早く手が打てたような気がするわけなんです。ですから、こういう重要な工事に対して、少なくとも二割以上の出かせぎの人が働いておるといふことにつきましては、これは今後の課題として十分検討していただく必要はあらうと思うわ

けなんです。

それと、先ほどからこれはいろいろ申し上げましたけれども、地下鉄工事の安全につきましては、現在運輸省なんです。ガス工事につきましては、これは通産省なんです。さらには道路工事関係につきましては、これは建設省だ。さらに労働省としては、さっきの話ではございせんが、労働基準監督官をパトロールさせる。しかもそれを握っておる人はわずかに二千八百人しかいないというふうなことで、いま個々ばらばらなかつこうになつておるんじゃないかと思ひます。こういうふうな個々ばらばらなかつこうで今後とも工事が進められていくとするならば、再びこういうような大惨事が起こらぬとは断言できないと思ひます。そういう立場で考えていくとするならば、何とかひとつ安全第一主義という作業体制を確立する必要があると思ひます。根本的に安全を守るための規制措置が必要ではないか。ガス関係については通産省だ、地下鉄の工事については運輸省だというふうなことで、各省ばらばらなかつこうでこれを進めておつた結果が、今日のあやうな大惨事を起こしたといひます。これは間違いない、かように私は思ひます。これは、総合的な立場で、まず作業より安全第一、この規制を守る根本的な検討が必要である、こういうふうな私といたしましては考えるわけでございまして、けれども、これは大臣、いかがでございましょう。

○野原国務大臣 目下対策本部におきましていろいろな対策を講じておりますが、同時にこの機会に、全国における重要な工事の現場等につきましては総点検を実施いたしましたして、各関係者総員が総力を結集いたしましたして、連絡を緊密にしまして、対策を講じておるやきでございまして、確かに御指摘のような、各省がばらばらなことをやっておつたのでは実効があらぬという点については、ごもっともでございまして、したがって、今後は十分緊密な連絡のもとに、なお一そう積極的な対策を講じてまいりたいと思ひております。

○後藤委員 これで私質問を終わりますけれども、先ほど言いましたように、おそらく大臣も現場を見られたと思ひますけれども、見るもむざんというものはあつたことだと私思ひます。多くの人がなくなられ、さらにたくさんの方がけがをされ、さらにその周辺におきましては、木造建築については影も形もないところまで破壊されてしまつておるといふようなことでございまして。さらに、これは私、あそこを歩きながら聞いたわけでございまして、コンクリートの詰まつた壁一層のものが乗つておりますけれども、それが千五百枚吹っ飛んでおるわけなんです。驚きました。あれは一つの重量がどのくらいあるか、たいた重量だと思ひますけれども、中にはそれが二百メートルも三百メートルも吹き飛ばされておる。全部で千五百枚吹飛ばされたといふような説明もいろいろ聞いたわけでございましてけれども、どうかひとつ、まず第一番には被害を受けた人に対する補償でございまして、これは、人命はお金にかえられませんけれども、とにかくできるだけのことをやっていますけれども、ぜひこれをお願いしたいと思ひます。さらに、先ほどの話じやございせんけれども、出かせぎで遠いところから来ておられる人たちがこういう惨事にあつて、——去年も一緒にございましてけれども、これはやはり労働大臣、労働省関係の問題として、真剣にここで一べん考え直していただくことがどうしても私は必要じゃないかと思ひます。お金がどうかとか、予算がどうかというよりは、このことをするのための予算を組むのが国の責任ではないかと私は思ひます。予算がないから人はふやせません——これだけの人はどうしても要するのだからこれだけの予算を組むのだ、これがほんとうの政治ではないかと私は思ひます。どうか、ひとつそういうような点も十分考えていただいて、再びこういう惨事が国会で論議されなくてもいいような方向へ全力を尽くしていただ

きますようにお願い申し上げまして、質問を終わります。

○佐々木(義)委員長代理 大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 私もいまの問題に関連いたしまして質問をいたしたいと思いますが、先般起こりました大阪のガス爆発事故というのは、いままお話がありましたように、ほんとうに悲惨なものでございまして、おそろしい事故でございまして、この事故が自然発生事故といいますが、あるいは不可抗力な事故であるというならば、まだまだ考えようがあると思えますけれども、今回の事故はいわゆる人災である。ここに深くこの問題を究明しなければならぬ事柄がひそんでいると思えます。二度とこのような悲惨な事故を起こさないためには、まず原因を徹底的に追及することである。つまり原因をはっきり把握して、その原因を取り除かない限りは、再び起こるということでございます。同時に、労働省といたしまして、今回の事故に対しては相当の措置を講じられていて、思いますが、今回の事故同様の危険な内容を持つていて、工事現場が全国にどの程度あるのか、そういう調査を進められていると思えます。今度の事故は、先ほどもお話がありましたように、運輸省の関係また建設省あるいは通産省、労働省と各省にまたがっているわけでございますけれども、私は、何と言いましても、現場の第一線で働いている労働者の問題であり、やはりこの中心は労働省にあると思うのです。そういう立場から特に真剣に取り上げられまして、この方面に対して調査を進められていると思えますけれども、まず第一に、このような危険な箇所が全国にどの程度あるのか。こういうことから説明していただきたいと思います。

○和田政府委員 地下鉄工事につきましては、現在行なわれておりますものは、工事数にいたしまして全国で約十工事、工区数にいたしまして百二十二でございまして、それに従事しております労働者の数は一万四千九百二十四人という報告、そういう状況でございまして。

○大橋(敏)委員 とにかく事故を防ぐためには、その作業に対する適切な人員の配置、これは監督とかあるいは技術者も含めての適正な人員配置が確保されなければならない、これが先決問題だと思えます。先ほどの御答弁を聞いておりますと、何だか監督官が足りない、それに対して非常に悩んでいるというふうな御答弁で非常にいいものではないかと、その点についてはどうでしょうか、あるのか、そういうものはないのでしょうか、あるのでしょうか。

○和田政府委員 工事の動きが相当激しいでございますので、なかなかそれに応じて人員配置を機動的に行なうことは、実際問題として非常にむずかしい問題がございまして。したがって、ある程度恒常的にあるような場合につきましては、定員の再配置をある程度で行ないますけれども、常に動いております建設工事につきましては、なかなかそれに応じて適当にやれないというふうなことでございまして、私どもとしましては、たまたまのところでは一つの局の中で各監督署の人員の共同使用と申しますか、兼務発令と申しますか、そういうようなことで、問題のあるようなところには集中的に人を集めて適当な機関ごとに行なうという共同監督と申しますか、集中監督というふうなことを適時やらしてやる、こういうことでございまして。

○大橋(敏)委員 今回の事故現場においては、事前のそうした話し合いといいますが、適切な配置がなされていたらといえるかどうか、監督の関係あるいは技術者の関係は一応適切であったといえるかどうか、その点はどうでしょうか。

○和田政府委員 今回の事故現場になりました作業所の鉄建建設の工区につきましては、昨年の九月着工以来四回の監督を実施いたしておりますが、これは所轄の監督署であります天満の監督署が実行いたしました。これは全体の監督の件数から申し上げますと密度は高いほうである、かように考えております。

○大橋(敏)委員 それではちょっと立場をかえてお尋ねいたしますが、先ほど労働基準監督という立場から見た場合、いま労働安全衛生規則の百六十三条の七、百六十三条の十と百四十条の二、この三つが一応基準になっている。その中で現在判明しているのは百六十三条の七、これだけは違反はなかった、そうじゃなかったですか——十一ですか。

○和田政府委員 百六十三条の十一です。

○大橋(敏)委員 十一には該当なかった、十一にはなかったというのはどういうことなんでしょうか。その点……

○和田政府委員 百六十三条の十一と申しますのは、ああいう掘る作業をやります場合には、その現場に作業主任者というものを置いて直接指揮をしなければならぬということになっております。その作業主任者は当時専任とされているというので、違反事実がないということでございます。

○大橋(敏)委員 確かに作業主任はそこにいた。そういうわけでその条項には違反はないというわけですね。しかしながらその地下鉄工事には当然ガス管がそこに通っていた、こういう面からいいますと非常に危険な条件はそこに備わっているわけですね。炭鉱の事故等を見ますと、ガス爆発、かなりひどい事故が起こっているわけでございますが、そういう事故にかんがみて炭鉱などはガスの探知器が、自動探知器といいますが、それが常備されているわけでございますけれども、今回その作業主任はそういうところに配慮していたのかどうか、そういう姿で監督にあたっていたのかどうか、その点についてお答え願いたいと思えます。

○和田政府委員 従来自然発生をいたしますガスが出てくるおそれのある場所につきましては、ガスの検知器を設けなければならぬという規定が労働安全衛生規則の百六十三条にございまして、今回のように自然発生でなくて、ガス管が通っているのがありますから、当然出てくるというふうな場所につきましては実は労働安全衛生規則には規定がございせんので、ガス検知器等は持つておらないというところでございまして。

○大橋(敏)委員 いままでのそうした条文等にはそういうことになっていないでしようが、今回の事故を契機としてガス管が通っているようなところには自動検知器といいますが、そういうものを使用するのが当然ではないかと思うのですが、今後どういう考えで進められるか。

○和田政府委員 ああいう場所におきましてガス検知器の使用問題につきましては、技術的にも問題があるように伺いますので、それらの技術的な問題ともあわせて検討しながら、簡単にもしガスの検知ができるようなものがあるようならば、私どもとしてはああいうガス管があるような場合には、それらにおいて、それが宙づりの状態で行なわれる、そういうようなところでの工事については、それらの検討の結果を待つて法律の改正が必要ならば必要な措置を講じたい、かように考えております。

○大橋(敏)委員 大臣にお尋ねいたしますが、いま局長は、従来法律にはなかったけれども今度の事故にかんがみて将来は法律改正等の必要があらばやる。ガス管等が通っているようなところの工事については、ガスの自動検知器を備えていくような方向にいきたい、こう答えておられますが、大臣の所感を尋ねたいと思えます。

○野原国務大臣 私はよくわかりませんけれども、何か自動探知器は町を走っている車の排ガス、いろいろなものが非常に鋭敏に作用する。したがって現在のガス探知器においては、かえって非常でないというのを聞いております。したがって非常に鋭敏な作用のあるものでは、かえって常時一般乗用車等から出ますガスによってもブザーが鳴るとかなんとかということになりました。もう一つ、そうかといったらあまり鈍感でも困るし、どうも技術的にこれはたまたま実際のそういう工事の現場等のガス漏れ等を直ちに的確に把握できるような技術開発ができるかどうか、これは非常に問題でございまして。そういう面をむしろこの際新しい技術の開発等もお願ひしまして、できるだけ早

く未然に防止できるような、探知できるような対策を講じてまいりたいというふうに考えております。目下その点は研究をしておるところでございます。

○大橋(敏)委員 これは通産省の仕事になると思いますが、いまの労働大臣の話によれば、あまり鋭敏過ぎて困るし、鈍感でも困る。現在ある自動ガス検知器では、いま私が質問したことに対しては容易ならぬというような答弁でございまして、そこでまた適当な機器が開発されることを望んでおりますというところで、通産省としてはこの点についてはどう考えておられますか。

○馬場政府委員 ただいま労働大臣から御答弁のありましたような現状でございまして、有効なガス検知器というものはなかなかないわけでございまして、この辺のところはただいま大臣のお答えのように、われわれのほうで関係の業界と十分話をいたしまして、有効なガス検知器の技術開発というものを積極的に進めてまいりたいと思っております。

○大橋(敏)委員 今度の災害に労働省からも係官、調査官を派遣なさったと聞いておりますが、とにかく自動車にせよ汽車にせよ、あるいは飛行機にせよ、すべてこういうものは事前の安全確認のための検査といえますか、そういうものを非常に重要視しているわけですが、今回の事故現場における模様を新聞等に見ます場合、あるいは先ほどの質問者の質問内容から見た場合、ガス爆発がある前に、宙づりのところの接続点といえますか、接続のところが離れていたというように、なごのようでございますけれども、こうした事前の点検が何か三十分前とか一時間前になされたような話も聞いておりますけれども、そのときにはそういう状態ではなかったのかあったのか、そういう点についてはつきつつかまれているかどうかという点ですね。

○馬場政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、事件の約一時間ほど前に、三時四十分から四時三十分までの間に大阪瓦斯がパトロールを

やっておりますわけですが、その時点では、先ほどお答え申し上げましたように、ガスにつきましても、異常は発見されなかった、こういう状況でございます。

○大橋(敏)委員 これは通産省関係になるのか労働省関係になるのかわかりませんが、そうした点検要員といえますか、事前に点検をしていくとした要員は、先ほどのお話のように総合的に会議を開かれて、何名にしようとかどうしようとかいうことがきめられていたのか、それとも労働省という立場で、そういうのは必ず何名いなければならぬのだ、こういうようにきめられていたのか、そういう点についてお答え願いたいと思っております。

○馬場政府委員 大阪瓦斯のやつておりました毎日の巡視でございまして、これはガス工作物でございまして、大阪瓦斯のいわゆる社内の保安規定といえますか、社内規定によってパトロールをいたしておたわけでございます。

○大橋(敏)委員 そうすれば、その点検が終わったあとに思いがけないような事故が起こったのだ、こう見る以外にないわけですね。今後原因の究明にあたっては、警察当局も労働省も、あるいは運輸省も、関係各省がそれぞれ徹底的な追及を行ない、正しくその原因を把握して、二度とこういう災害がないようにしていただきたい。強く要望しておきます。

また、今度の事故を見ますと、大阪市の交通局とそれからガス会社、それから建設会社との契約工事で行なわれていたということでございますが、事故が起きたその場合、これらの状況連絡といえますか、一体だれが責任を持っておたのか、こういう点が非常に不明確だということになっております。いまの通産省の方のお話では、ちゃんと話し合いができていたのだということでございますが、そういう不慮の災害の場合、どのような人がどのような方法でどうやるようにきめられていたのか、その点を御説明願いたいと思っております。

○馬場政府委員 先ほど申し上げました協定書と

申しますのは、施行者でございます大阪市の交通局と大阪瓦斯との間の協定書でございます。当然大阪市の交通局はその施主として約束をいたしましたから、施主として使います鉄建建設なりあるいはさらにその下請けにしまして、いわゆる工事中のガス管の防護その他につきまして大阪瓦斯と協定いたしましたところを、元請なり下請けに対して、大阪市の交通局のほうから趣旨を徹底させていたはでございます。

それから万が一事故等がございましたときの相互の通報につきましては、協定書には規定はされておりましたが、これは当然のことといたしまして、そういうガス漏れ等がいわゆるガス会社のおそれないときに発見をされたときには、当該工事現場のほうから大阪瓦斯なり、もちろん警察、消防を含めましてそういう関係方面には至急に通報するというのが通例でございます。

○大橋(敏)委員 今度の事故の内容を聞いてみますと、警察やあるいはガス会社あるいは消防署に連絡が行ったのが非常にまちまちであるし、時間もまちまちでございまして、非常に混乱した中で取り乱したであろうと思えますが、もって防災に対する指導訓練が徹底されていたら、まだまだこの災害は小さくて済んだのではないかと、このようにも思われます。こういう指導訓練が徹底されるように、今後通産省ないし労働省等から特にその方面に力を入れていただきたいと思っております。

それから次に移ります。今回の緊急連絡指示の系統について、いまのお話に関連いたしますけれども、防災会議に集まったのは十三機関のメンバーだと聞いておりますけれども、そこでお互いの連絡を緊密にすることを約束して、そして別れた後、八時間後でございます。荒川の電話ケーブルの埋蔵作業中にガス管がこわれたとか、あるいは荒川区の信用金庫前の明治通りの拡張工事現場の電気ケーブルのショートがあったとかいろいろと起こっているわけでございますが、そういうのは連絡がささっとスムーズに入っていないように

ございますね。確かに会議は開かれた、内容は検討されたけれども、事実の上から見た場合、それが非常にずさんである、このようなことを聞くわけでございますが、指導訓練にあたっては、もつとそれが現実即した立場でなされますように、これも強く要望しておきます。

それから、これは少しお話がダブりますけれども、会社のパトカーがガス漏れしているその上に来たときにエンジンをかけたときのスパークが何かで火災が起きた。それがもとで大爆発になったというわけでございますけれども、ガス会社の従業員には当然特殊訓練といえますか、特殊教育といえますか、そういうことがなされていると思うので、すけれども、今度はガス漏れがしているのだという場所、そういう車を持っていったという、こういう点についてはどのように考えておられますか。

○馬場政府委員 五時半ごろに大阪瓦斯の——これは三時四十分から四時半までにパトロールいたしましたものと別に、市内を巡回しておりますパトカーが現場付近でガス漏れに気づきましてその現場にかけつけたわけでございまして、そのかけつけました自動車の挙動といえますか、その現場に着きましてからエンジンをどうしておるかとか、どういふふうにするかとかというこの詳細につきましては、何ぶんその自動車に乗っております者がその場で事故にあつておりましたので、私もまだ詳細に承っておりませんが、これはいまずれ調査の過程で明らかにするかと考えております。なお大阪瓦斯自身としまして、そういう事故の際に現場へ自動車等を派遣しましたときの自動車の乗っておる者の行動につきましては、いろいろふだんからどういふうにあい規定をし、どういふ訓練をいたしておたかということも、一度実際に把握いたしましたものと存じております。

○大橋(敏)委員 要するに、炭鉱の穴に入っている場合は、一切火のものになるのは禁じられておりますね。それと同じように、すでにガス漏れで

あるとはっきりした現場にそうした車を持っていくという自体が、大きな失敗である。これは日ごろのガスに対する防災教育といえますか、訓練といえますか、そういうところに大きな欠陥があるのではないかと。いまそういう内容を深く調査すると言われましたけれども、これは大事な問題ですから、しっかりとその点を究明していただきたい。

それから、これはやっぱり労働省の監督という立場から重要な事柄であらうと思いますが、さらにこうした危険物のところに行く場合の基準とか規定というものを再検討なさる必要があるのではないかと思います。その点について労働省の立場からお答え願いたいと思います。

○和田政府委員 安全衛生規則の百四十条の中に、いま先生の御指摘になりましたような爆発のおそれのある場合には火源を近づけないようにという規定がございます。これは使用者の責任になっておりました、それを労働者が守れという規定のしかたでございますが、今回の場合も、先ほどお答えを申し上げましたように、その百四十条の二の問題があるかどうかということについて、ただいま実地検証の結果その他の聞き込みをやっておるところでございます。お説のように重大な問題でございますので、今度の場合につきまして、もしそういうことであれば、安全衛生規則違反ということも成立するわけでございますので、現地の検証の結果を待って処置をしたいと考えております。

○大橋(敏)委員 これは一般論になりますけれども、また建設省あるいは通産省の問題ではあると思いますが、労働省の立場から、たとえば鉄建建設が下請をして、さらにまた下請を雇う、こういうことになれば、請負代といえますか、そういうものがだんだん削られて、末端請負者になりますと、非常に窮屈な立場で仕事をしなければならぬ。当然、安全を確保しなければならぬという立場でいろいろ考えはするものの、経費の関係からついついそれが軽視される。作業優先とい

いますか、安全第二という立場をとらざるを得ない、こういうことも聞いております。今回の事故を契機として、そういう下請のまた下請といわれるようなそういう内容にまで調査あるいは追及を広げていって、そういう点からも今回のような事故が起らないような、いわゆる安全第一の立場で作業がなされるように、労働省として手を打ってもらいたい、こういう立場から大臣に答えてもらいたいと思います。

○野原国務大臣 御意見まことにこともっともでございます。下請のまた下請というふうなことで、作業にのみ重点を置いて安全ということを忘れるようなことがあってはならぬ、まことにこともっともでございます。その点は今後の労働行政の立場におきまして十分考慮しまして、安全対策を講じてまいりたいと考えております。

○大橋(敏)委員 最後に一言、先ほどの御答弁の中に、死亡者に対しては五十万、あるいは重傷者は十万ですか、それから軽傷者に対しては五千円というふうな御答弁だと思いましたが、これはとりあえずの見舞い金だと聞いたのですが、これは非常に低いといえますか。安い金額だと私は思います。とりあえず支給されたのならばまだこれでも了解されるような気もいたしますが、もしこのまま一切が終わるというのであれば、これはきわめて僅少であると思うのですが、こういう見舞い金に対して今後どういうふうな指導なさろうとなさっているのか、その点を最後に一言聞いて終わりたいと思います。

○馬場政府委員 先ほど申しましたそれぞれの見舞い金は、ただいま先生おっしゃいましたようなとりあえずの見舞い金という意味でございます。むしろ最終的な問題は、これは見舞い金というふうな性格のものよりも、むしろ性格が明らかにになりまして、当然その責任の度合いに応じまして、被害者の御要求に応じてすべきいわゆる補償ということになるわけでございますが、ただいま原因の所在、責任等調査中でございますので、とりあえず三者として見舞い金を贈った、こういう

性格のものでございます。したがって、その最終的な責任の所在がはっきりいたしました場合における補償につきましては、むしろ十分被害者の方々に御納得のいくように、円満に協議をいたしまして、解決のつくようにわれわれとしても指導したいと思っております。

○大橋(敏)委員 もう一言、労働省にお尋ねいたします。

先ほど労災保険が国会で改正になると、今回の死亡者についての内容は現行どおりだけれども、障害の点については今度改正になれば一六%でしたかのアップになる、それが今度は適用されるのだ。いわゆる、遡及されるわけですね。そこまでにさかのぼって——法律は後日通ったとしてもそれが遡及されるんだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○和田政府委員 法律が施行されました時点におきまして障害等級が決定されておりましたときには、決定のときが法律施行後であれば当然新しい法律でまいります。それから遺族年金につきましては、今度六人の方々がなくなりましたが、現在は現行法で処理する以外にございません。しかし法律が新しく施行されますれば、その時点から以降は遺族年金が今度ふえます。おおむね二割ぐらいふえますが、その額で差し上げる、こういうことになります。

○大橋(敏)委員 では障害の等級が、今度の改正案が成立する前にもしきまれば、もう現行どおりということですか。

○和田政府委員 前にききましたら、施行までは現行どおり、施行後は新しいものによって一六・五%アップ、こういうことになります。

○大橋(敏)委員 では罹災者の立場からいけば、早く労災保険法を審議してやらなければならぬということになりますね。

いろいろありますけれども、ひとつ今後とも二度とこういう災害が起こらないように、しっかりと指導、監督をしていただきたい、こう要望して終わります。

○佐々木(義)委員長代理 寒川君。

○寒川委員 労働、通産、警察庁に御質問を申し上げたいのですが、先輩の方からいろいろ質問がございまして、大部分につきましては理解ができましたので、時間の関係もございましてので重複を避けて質問をいたしたいと思っております。

まず最初に労働省にお尋ねをしたいのですが、私が西山大阪瓦斯の社長から承ったところによると、大阪における工事の関係で、一年間に千件以上のガス漏れが今日まで起きておるんだ、こういうことを承りましたが、大阪基準局としては、そういう上に立ってガス会社と安全対策について協議をされたことがあるかどうか、お聞きしたいと思っております。

○和田政府委員 手元に資料がございませんので、まことに恐縮でございます。調査した上で申し上げますと思いますが、ガス漏れ千件につきましては、工事との関係で出たものか、工事と関係なくよくガス漏れがありますが、それらを含めて割り出したものか、ちょっとよくわかりませんが、いずれにいたしましても、それらのことについて報告を受けておりませんので、調査をして申し上げます。

○寒川委員 私の申し上げたいのは、いろいろ事件が起って対策を議論しております。このことも原因を分析してぜひともやらなければいけないことであるけれども、労働基準の性格からいって、やはり予防を完全にやっていくという措置がなければ——特に土木、建築という面につきましては、工法が著しく進歩いたしております。そういう面でも、今回の場合でも、たとえば早くガスを技術開発によって自動的に閉鎖するということができ得たならば、防止できた事件ではないかと思っております。そういう面で、労働省の研究等などというふうな検討なり研究が重られておるかお伺いしたいと思っております。

○和田政府委員 私どものほうで産業安全研究所がございまして、ここで一番ねらっておりますのは、本質安全ということばを使いますが、どんな

人がどんなことをしても装置によって爆発をしない、要するに、人の不注意によって事故が出ないというような装置及び機械器具の開発という、いわゆる本質安全をねらってやっております。しかし、もちろん非常に多様な複雑なきわめるものでございまして、にわかにはいきませんが、私どもの理想はそういうことをねらってやっております、こういうことでございます。

○寒川委員　そういう感覚からいたしますならば、私の調査した範囲でも、新聞の報道でも、ガス漏れというものを人間の嗅覚、経験によって把握しておるといふことはばくはたいたいだいの御答弁とは著しく背反した監督行政をおやりになつておるといふような判断を要いたしますわけなんです。そういう観点から、先ほど公明党の方の、角度は違いますが、御質問された中にございまして、このことに関連して申し上げますならば、これだけ技術革新が進んでおる中で、やはり現在の安全衛生規則というものを抜本的にもう一べん洗い直してみたいという改正の意図があるかどうか、大臣にお伺いしたいと思います。

○野原国務大臣　ただいま産業安全研究所でそういった問題を含めまして研究をしておるといふことでございますが、このガス漏れ等の問題につきましましては、やはりできるならば的確にガス漏れ等が察知できるような技術の開発、そういうものが重要だと思ひます。

どうも先ほど来まことに残念に思つておりますのは、目下そういうガス自動検知器というものはあるけれども、どうもそれが適用できないといふふうなことを聞いております。これらの点はまことに遺憾でございますので、至急にそういった技術開発の問題を含めて検討するように努力いたします。

○寒川委員　労働省の方にまだお尋ねしたいのですが、通産省の関係の方がお急ぎのようでございますので、通産省の方にお伺いしたいのですが、私も不明にしてガス会社が供給しておるガスというのは自社で製造をして供給をされておるものだと

という理解に立つておったのですが、現在大阪瓦斯が供給しておるガス、このうちでいわゆるプロパンガスがどの程度混入されて供給をされておるかということが一点。それから第二点は、従来のガスの爆発威力と、こういうプロパンを混入した場合の爆発威力とでどういふ差があるのか。加えて第三点は、現在事故が起つておりますガス管の埋設年数といふ点ですが、今日までの古さ、そういうものをまず御質問申し上げたいと思ひます。

○馬場政府委員　大阪瓦斯が現在供給区域に供給しておりますガスは、いわゆる四千五百キロカロリーの都市ガスでございます。この四千五百キロカロリーにいわゆるプロパンを調整いたしますために、問題になりましたパイプのものといたします。ソースの工場は北港工場と西島工場と申しております。これはおもに石炭系の原料を使つておりますので、大部分のものは石炭ガスと申します。石炭系の原料から出た都市ガスでございます。それを四千五百キロカロリーに調整いたしますために、間々その中にプロパン——プロパンはカロリーのほうが高くございまして、それを調整のために入れることはございまして、しかし問題のところで供給されておりましたガスは、プロパンが入つておりましたとおそらくきわめてわずかなものであつたのではないかと思つております。

それから、プロパンと普通の都市ガスとで爆発力がどうかという問題でございますが、これも私、技術的に正確にお答えできませんが、いわゆる普通の都市ガスが爆発いたしますのには、都市ガスと爆発するのに要します空気、これは普通の都市ガスが爆発いたしますのに比べて若干たぐさんの空気を必要としたすという差はございす。普通の都市ガスでございますと、ガスが五ないし三〇%、見合ひの空気が九五ないし七〇という状態で爆発点に達するようでございまして、LPGの場合には、もう少しこれよりプロパンが低うございまして爆発点になるという差はあるようでございます。ただ、一たん爆発点に達します

と、その爆発力そのものはエネルギーとしては同じではなからうかと存じております。

それから第三点、当該地点のガス管がどのくらい古いものかというお尋ねがございましたが、調べましたところ、このガス管は中圧管、低圧管が通つておりますが、両方とも昭和三十七年ごろに埋設された管でございまして、そう古いものではございません。

○寒川委員　三十七年ごろ埋設したものでございふ結果が出るということになってきますと、大正の末期から昭和の初期のものがだいぶあると思ひます。しかも税法上は、御承知のように二十年という措置が講じられておるといふことで、将来、こういったものについての取りかえといひますか、そういうことを積極的に通産省はやるお考えをお持ちかどうか。

○馬場政府委員　現在各ガス会社で使用しております導管のうちで非常に埋設年度の古いもの、明治、大正のころに埋設されたものは、東京瓦斯、大阪瓦斯、東邦瓦斯、おもな都市ガス三社について昭和四十年ごろに調べましたところでは、三社合計で約千キロメートルぐらひの延長があつたといふふうに記憶いたしております。これらの非常に古い年度のものにつきましては、それ以後、年次的に計画をつくりまして取りかえをしております。四十四年までに、千キロメートルのうち約半数四百七十キロメートル程度のもは取りかえを完了いたしておるようなことでございまして、今後また計画的に各社において取りかえをやっていく、こういう計画にいたしております。

なお、本件のガス管は、ただいま申しましたように三十七、八年というところでございまして、本件は、そういうガス管が新しい古いということでは起つた事故でございまして、つまりガス管自身によつて起つた事故でありますのか、それ以外の原因で起つた事故でありますのかについて、目下警察等で原因を調査されておりますので、ガス管の古い新しいということが本件の一つの要素であるかどうかということは、現在のところでは全く不明でございす。

○寒川委員　もとに戻りますけれども、私が考えますのに、こういった問題が起つていふことは、やはり関係者で責任のなれをするといふことは、やはり工事契約というものが時代の進運に伴つた内容を具体的に設定して解決した契約内容になつておらないといふところに問題があるのではないかと。そういう意味で労働省当局として、現地の基準局はただ単に関係者の打ち合わせ会だとか通報のし合ひだとかいふような、ことばのあやだけでなしに、責任体制というものを十分知つた上で監督をしておつたかどうか、そういう点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○和田政府委員　先ほどもお答え申し上げましたように、安全衛生規則の百六十三条の七とか百六十三条の十とか、そういうような条文がございまして、その条文が守られておるかどうかという点に對する監督は、もちろんこういうような場合合々やっております。ただ、今回の場合もそうでありまして、一般的に、あつて埋設物がありまゝの場合におきましては、道路管理業者である者と埋設物を所有しておる者と、それからそこで工事をやります者、それらの間における関係があるわけでございす。先ほど、大阪市の交通局が、その工事の発注者でございす。大阪市の間では協定があつて、埋設物はこういふぐあひにして由つりをする、それなら埋設物自体に對する安全はだいたいよくあつた、したがつてガス漏れもないといふような協定書でそれをやっております。その協定書に盛られた内容につきまして、工事の発注者である交通局が施工業者に対して、それを守つてやるように、こういうようなことでやっておるわけでございまして、一応はその協定書どおりに行なわれておれば、いまのところは特別な反論のない限りは大体それでよからうと思ひます。ただ、もちろん私どものほうは安全という見地から、その協定に拘束されずに、これはその協定があつても、それ自体はもう一度もつ

とこういうように補強しなければだめだということになれば、その協定書にあるなしにかかわらず、工事施行者に対して一定の監督あるいは勧告を実施できますが、いまのところでは、せっかくそうやってきておられますものが一応の安全係数を持っておられるならば、それに従ってやっていくのがよろうということでございます。ただ、いままでの体系は、それらの三者、といいますよりも二者になります。今度の場合には大阪市交通局とガス会社、この協定に対する事前チェックは、いままでは基準局としておりません。

〔佐々木義〕委員長代理退席、伊東委員長代理着席

今度の経験にかんがみまして、私ももうそういうものをチェックするような体制の中に入つたほうがいいということにいたしました。これからは地区協議会でそういうことを議題にするようにしたいと思ひまして、その中にわれわれの係官も入るようなことでやっていきたい、かように考えております。

○寒川委員 私も文書を拜見いたしましたけれども、非常に抽象的な取りきめで、やはりもっと労働者の立場になって、労働省がいい意味で割り込んで、これでもかこれでもかというやうなぐあいな配慮をやはり持つてやってもいいという気がいたします。なぜかならば、やはり関係業者というものは商業主義の上に立つておられるのですから、それから守つてやるといふのは労働省以外に私はないと思ひます。同時に、皆さんからも質問がございましたが、監督官の問題にしましても、私なんかの経験からいっても、何か変わったことはありませんかといつて回つても、やはり一つの監督なんです。そういう意味から、やはり将来こういう事故を起こさないような監督指針といひますか、そういうやうなものをお持ちだと思ひますけれども、より時代に即応し、経験に徴した具体的なものをして、しかもそれはことばのあやだけではなしに、一つ一つチェックをして確認をしていくというやうな制度の確立について、労働大臣はどういうお考えを持っておられるか、ぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○野原国務大臣 御指摘の点は十分尊重いたします。技術的な問題もございまして、これから対策を検討して実施させたいと考えております。

て、労働大臣はどういうお考えを持っておられるか、ぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○寒川委員 それから、先ほど来からも、監督官の少数のことをいろいろと実は議論をされておりました。労働省に調査を願ひましても、大阪の適用事業数は二十万をこしておる。しかも百八十四名の監督官しかおられない。加えて機動力はといへば、十六台の自動車、私の想像するところでは、このうち七台ないし九台は管理職が使う車だと思ひます。そういったことからいいますならば、人が足りない上に、かつ機動力もない。そういう意味で、先般も大臣に安定所の現状を申し上げましたが、やはりただ形の上でいさゝを整えて、最後、問題が起これば責任はおまえだということできめつけるだけでは、やはり労働者の安全というものは守れないと思ひます。そういう意味合いからも、国会にも監督官の若干の増員等は出ておるやに承知をいたしておりますけれども、この問題について大臣から再度お考え方を述べたいだきだと思ひます。

○野原国務大臣 労働基準監督官、また業務の問題は、今後の労働災害の問題、あるいは事故発生防止の観点からも非常に急がれておるわけでございます。したがって、必要なら人員はあくまでもこれを確保するという線で、今後強力な対策を講じたいと考えております。

○寒川委員 警察庁の方にお伺いをしたいのですが、来ほど来からも御指摘されておりましたように、今度の事故の死亡者あるいは重傷者等、工事関係者よりもむしろ一般の市民の方々が非常に多い、こういう結果が出ております。したがって、このことは、火事が起こりましても立ち入り禁止区域というものを御設定になる、あるいはその他学生紛争に加勢をしたり、したがって一般の通行制限をする、そういうやうなこと等々おやりになりますか、どうも私の判断では、担当警察官の個人的な判断といひますか、勘で何かおやりになつておるやうな気がいたすのですが、こういった時代でございますので、日進月歩の世の中に対処いたすためには、ある程度の流動的なものを持たなければいけないと思ひますけれども、基本的には立ち入り禁止区域の設定等について、基準あるいは方針、そういったものを警察庁は各県警本部等に指示をされておるのかどうかということについてお伺ひしたいと思ひます。

○長谷川説明員 お答え申し上げます。災害等の場合におきまして、立ち入り禁止をしたりあるいは避難をさせるということは、いわゆる警察官職務執行法第四条によつてやるわけでございますが、個々の事態というものはたいへん千変万化でございますので、法の命ずるところは、必要最小限度においてやれというのを命ぜられておるわけでございますので、勢い、やはり現場に参りました警察官の判断によつてやる以外に最後は方法がないと思ひます。ところが、お話を参りましたように、ガス漏れであるとか、そういった技術的にいろいろ研究すればわかるやうな事態につきましましては、さらに私も研究しまして、各県警にもそういうことを指導、教養いたしまして、おくれないうちに急速に適切にそういうことができるようにいたしたいと考えております。

りますが、どうも私の判断では、担当警察官の個人的な判断といひますか、勘で何かおやりになつておるやうな気がいたすのですが、こういった時代でございますので、日進月歩の世の中に対処いたすためには、ある程度の流動的なものを持たなければいけないと思ひますけれども、基本的には立ち入り禁止区域の設定等について、基準あるいは方針、そういったものを警察庁は各県警本部等に指示をされておるのかどうかということについてお伺ひしたいと思ひます。

○長谷川説明員 お答え申し上げます。災害等の場合におきまして、立ち入り禁止をしたりあるいは避難をさせるということは、いわゆる警察官職務執行法第四条によつてやるわけでございますが、個々の事態というものはたいへん千変万化でございますので、法の命ずるところは、必要最小限度においてやれというのを命ぜられておるわけでございますので、勢い、やはり現場に参りました警察官の判断によつてやる以外に最後は方法がないと思ひます。ところが、お話を参りましたように、ガス漏れであるとか、そういった技術的にいろいろ研究すればわかるやうな事態につきましましては、さらに私も研究しまして、各県警にもそういうことを指導、教養いたしまして、おくれないうちに急速に適切にそういうことができるようにいたしたいと考えております。

○寒川委員 具体的に方針をおきめになつておらないやうですから、ひとつ関係の方面とよく連絡をおとりいただいて、起こつてしまつて措置するのじゃなしに、やっぱり予見できる事案というものをはかりあると思ひます。そういうものに對して具体的に、こういう事件が起こればこの程度の距離まで立ち入り禁止区域にするんだとかいうやうなこと等の配慮を、ぜひお願いを申し上げます。そこで、最後にお伺ひをしたいことは、今度の災害補償の問題につきまして、中馬大阪市長とも会ひまして承るところによりまして、昨年の板橋事故にかんがみて、窓口を一本にして大阪市が責任の中心になるというやうなことで、先ほど発表いたしましたような、当面の補償の問題につきましては手早く措置されたことにつきましては敬意を表したいと思ひます。ただ、私の労働者にお願ひをしたことは、直接の労働補償の対象になります関係者は死亡者について六件だといふ御説明でございますけれども、労働者という立場で日常生活をしていらつしやる諸君の相談相手というものは、弁護士さんのところに行くか、政治家のところに行くか、何と申しましようか、若干お願ひをするという立場で依頼に参らなければいけないのじゃないかと思ひます。そういう意味で、やっぱり労働基準局がおせっかいをするという意味じゃないに、労働者保護の立場から、まあ役所はよくアメリカなんかにはない行政指導ということをやつておられる。こんなときにこそ私は有効に行政指導を生かしてやっていただきたい。したがって、まあうまくいくかと思ひますけれども、ひとつ十全の配慮をいただいて、不幸中にも幸いであつたと、しかもこれが再びあつてはならないけれども、将来のよき例になるやうに努力をしていただくことをお願いをし、大臣の御決意を承りたいと思ひます。

○野原国務大臣 今回の災害に關しましては、直接事業関係の方々の死亡は六名でございますが、しかし多数の死亡者の中には労働者の方が大部分であらうと思ひます。したがって、非常に微妙な段階でございますが、今回の災害は、たとえば商店におつた人たちが、あるいは勤務中の新聞配達の方も死んだやうであります。きわめて強力的にこの問題を検討いたしました。ただいまの六名の方々のみに限らず、労働災害補償法の適用を受けられる者があるならば、十分配慮してやるということではございません。したがって、ある程度労働災害の補償の適用を受けることができる者もかなりあるのではないかと、いま調査をしておるわけではございません。弾力的に運営をはかつてまいりたいと思ひます。ありがとうございます。

○寒川委員 質問を終わります。ありがとうございます。

任の中心になるというやうなことで、先ほど発表いたしましたような、当面の補償の問題につきましては手早く措置されたことにつきましては敬意を表したいと思ひます。ただ、私の労働者にお願ひをしたことは、直接の労働補償の対象になります関係者は死亡者について六件だといふ御説明でございますけれども、労働者という立場で日常生活をしていらつしやる諸君の相談相手というものは、弁護士さんのところに行くか、政治家のところに行くか、何と申しましようか、若干お願ひをするという立場で依頼に参らなければいけないのじゃないかと思ひます。そういう意味で、やっぱり労働基準局がおせっかいをするという意味じゃないに、労働者保護の立場から、まあ役所はよくアメリカなんかにはない行政指導ということをやつておられる。こんなときにこそ私は有効に行政指導を生かしてやっていただきたい。したがって、まあうまくいくかと思ひますけれども、ひとつ十全の配慮をいただいて、不幸中にも幸いであつたと、しかもこれが再びあつてはならないけれども、将来のよき例になるやうに努力をしていただくことをお願いをし、大臣の御決意を承りたいと思ひます。

○野原国務大臣 今回の災害に關しましては、直接事業関係の方々の死亡は六名でございますが、しかし多数の死亡者の中には労働者の方が大部分であらうと思ひます。したがって、非常に微妙な段階でございますが、今回の災害は、たとえば商店におつた人たちが、あるいは勤務中の新聞配達の方も死んだやうであります。きわめて強力的にこの問題を検討いたしました。ただいまの六名の方々のみに限らず、労働災害補償法の適用を受けられる者があるならば、十分配慮してやるということではございません。したがって、ある程度労働災害の補償の適用を受けることができる者もかなりあるのではないかと、いま調査をしておるわけではございません。弾力的に運営をはかつてまいりたいと思ひます。ありがとうございます。

○寒川委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○野原国務大臣 今回の災害に關しましては、直接事業関係の方々の死亡は六名でございますが、しかし多数の死亡者の中には労働者の方が大部分であらうと思ひます。したがって、非常に微妙な段階でございますが、今回の災害は、たとえば商店におつた人たちが、あるいは勤務中の新聞配達の方も死んだやうであります。きわめて強力的にこの問題を検討いたしました。ただいまの六名の方々のみに限らず、労働災害補償法の適用を受けられる者があるならば、十分配慮してやるということではございません。したがって、ある程度労働災害の補償の適用を受けることができる者もかなりあるのではないかと、いま調査をしておるわけではございません。弾力的に運営をはかつてまいりたいと思ひます。ありがとうございます。

○寒川委員 質問を終わります。ありがとうございます。

いました。

○伊東委員長代理 次に、田邊誠君外六名提出の
家内労働法案、同じく最低賃金法案を議題とし、
順次提案理由の説明を聴取いたします。田邊誠
君。

家内労働法案

家内労働法

(目的)

第一条 この法律は、家内労働者の工賃、安全及
び衛生その他の労働条件の基準に關して必要な
事項並びに家内労働者が自主的に家内労働者組
合を組織し、委託者と対等の立場に立つて交渉
すること及び家内労働関係の当事者間における
争議行為についてのあつせん及び調停等に関し
て必要な事項を規定し、もつて家内労働者の生
活の安定と経済秩序の確立に資することを目的
とする。

(定義)

第二条 この法律で「委託者」とは、次の各号に掲
げる者をいう。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九
号)第八条の事業又は事務所(以下「事業」とい
う。)の事業主であつて、当該事業における業
務の目的物である物品若しくはその半製品、
部品、附属品若しくは原材料又は事業主がそ
の業務のため使用し若しくは消費する物品若
しくはその半製品、部品、附属品若しくは原
材料で政令で定めるものの製造、加工、改
造、修理、淨洗、選別、包装若しくは解体そ
の他の政令で定める作業(以下「製造等」とい
う。)を家内労働者に委託するもの
二 前号に規定する者のために行為をするすべ
ての者

2 この法律で「家内労働者」とは、同居の親族以
外の者を使用しないで、委託者から委託を受け

て前項第一号に規定する物品は又その半製品、
部品、附属品若しくは原材料(以下「物品等」と
いう。)の製造等に従事し、これに対し工賃を支
払われる者をいう。

第三条 この法律で「工賃」とは、委託者が家内勞
働者に対し物品等の製造等を委託した場合に当
該物品等の製造等に係る家内労働者の労働の対
償として支払うすべてのものをいう。

2 この法律で「その他の報酬」とは、委託者が家
内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合
に当該物品等の製造等に係る家内労働者の給付
(以下「家内労働者の給付」という。)に対し支払
う工賃以外の報酬をいう。

第四条 この法律で「平均工賃」とは、これを算定
すべき事由の発生した日の直前の工賃の支払日
以前十四週間にその家内労働者に対し支払われ
た工賃の総額を、その期間の総日数で除した金
額をいう。ただし、その金額は、労働省令で定
めるところにより、工賃の総額をその期間中の
家内労働者の給付に要した日数の合計日数で除
した金額の百分の六十を下つてはならない。

2 前項に規定する期間中に、次の各号の一に該
当する期間がある場合においては、その日数及
びその期間中の工賃は、同項の期間及び工賃の
総額から控除する。

一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のた
めに休業した期間
二 産前産後の女子が第二十二條の規定におい
て準用する労働基準法第六十五條の規定に
よつて休業した期間
三 委託者の責に帰すべき事由によつて休業し
た期間

3 第一項の工賃の総額には、臨時に支払われた
工賃及び十四週をこえる期間ごとに支払われる
工賃は算入しない。

4 物品等の製造等の委託を受けた後十四週に満
たない家内労働者については、第一項の期間
は、当該委託を受けた後の期間とする。

5 前四項の規定によつて算定し得ない場合の平

均工賃は、労働大臣の定めるところによる。

(委託者の届出)

第五条 第二条第一項第一号の委託者にならうと
する者は、労働省令で定めるところにより、労
働基準監督署長に届け出なければならない。届
け出した事項について変更があつたときも、同様
とする。

(労働条件等の明示)

第六条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製
造等を委託する場合及び家内労働者の給付を受
けた場合には、労働省令で定めるところによ
り、家内労働者の給付、工賃及びその他の報酬
(以下「工賃等」という。)、最低工賃額その他の
事項を、家内労働者手帳に記入して、明示しな
ければならない。

2 労働基準法第十五条第二項の規定は、委託者
が前項の規定により明示した労働条件が事実と
相違する場合に準用する。

(家内労働者手帳)
第七条 労働大臣は、家内労働者に対し、労働省
令で定めるところにより、無料で、家内労働者
手帳を交付するものとする。

2 委託者は、家内労働者手帳を所持しない家内
労働者に物品等の製造等を委託してはならな
い。

(委託関係の打ち切りの制限)

第八条 委託者は、家内労働者が業務上負傷し、
又は疾病にかかり療養のために休業する期間及
びその後十四日間並びに六箇月をこえて引き続
き物品等の製造等を委託されるに至つた家内勞
働者が第二十二條において準用する労働基準法
第六十五條の規定によつて休業する期間及びそ
の後十四日間は、その者との委託関係を打ち
切つてはならない。ただし、委託者が第二十二
條において準用する同法第八十一條の規定に
よつて打切補償を支払う場合又は天災事変その
他やむを得ない事由のために事業の継続が不可
能となつた場合においては、この限りでない。

2 労働基準法第十九条第二項の規定は、前項た

だし書後段の場合に準用する。

(委託関係の打ち切りの予告)

第九条 委託者は、六箇月をこえて引き続き物品
等の製造等を委託されるに至つた家内労働者と
の委託関係を打ち切らうとする場合において
は、少なくとも十四日前にその予告をしなければ
ならない。十四日前に予告をしない委託者は、
十四日分の平均工賃を支払わなければならない。
ただし、天災事変その他やむを得ない事
由のために事業の継続が不可能となつた場合又
は家内労働者の責に帰すべき事由に基づいて委
託関係を打ち切る場合においては、この限りで
ない。

2 労働基準法第二十条第二項及び第三項の規定
は、前項の場合に準用する。

(工賃等の支払)

第十条 工賃等は、十四日以内ごとに一回以上、
家内労働者の給付の日、家内労働者の給付と
同時に支払われなければならない。ただし、臨
時に支払われる工賃等、賞与その他十四日以内
ごとに一回以上支払うことが不適当な工賃等で
労働省令で定めるものについては、この限りで
ない。

2 家内労働者の給付のうち検査を要するもので
委託者が労働基準監督署長の許可を受けたもの
に對する前項の規定の適用については、同項
中「家内労働者の給付の日」に、家内労働者の給
付と同時に「とあるのは、「家内労働者の給付の
日から当該許可において定められた期間内に」
とする。

3 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等
を委託した場合には、家内労働者の給付に対
し、労働省令で定めるところにより、工賃等を
工賃及びその他の報酬に區別して支払わなけれ
ばならない。

4 労働基準法第二十四条第一項の規定は、工賃
等の支払の場合に準用する。

(休業手当)
第十一条 委託者は、政令で定めるところによ

り、その責に帰すべき事由により家内労働者を休業させる場合においては、休業期間中当該家内労働者に手当を支給しなければならない。

て、当該委託しようとする物品等の製造等についての最低工賃額とする。

(最低工賃額)

7 第一項の規定は、同項の申請に係る最低工賃額が定められる以前に、委託者が家内労働者に対し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

第十二条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託しようとする場合には、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者の事業場の所在する都道府県の都道府県労働基準局長に対し、当該物品等の製造等についての最低工賃額を定めるべきことを申請しなければならない。

(工賃等の額)

第十三条 委託者が家内労働者に対して支払う工賃の額は、前条の規定により定められた最低工賃額に満たないものであつてはならない。

第十四条 委託者は、委託に係る物品等の受渡しを家内労働者の作業する場所において行なわなければならない。

第十四条 委託者は、委託に係る物品等の受渡しを家内労働者の作業する場所において行なわなければならない。

第十五条 委託者は、家内労働者が一日八時間、一週六日をこえて従事することとなるような物品等の製造等を委託してはならない。

第十五条 委託者は、家内労働者が一日八時間、一週六日をこえて従事することとなるような物品等の製造等を委託してはならない。

第十六条 委託者は、労働基準法第四十六条に規定する機械及び器具を使用する業務、同法第六十三条に規定する業務その他労働省令で定める危険有害業務に家内労働者がつくこととなるような物品等の製造等を委託してはならない。

第十六条 委託者は、労働基準法第四十六条に規定する機械及び器具を使用する業務、同法第六十三条に規定する業務その他労働省令で定める危険有害業務に家内労働者がつくこととなるような物品等の製造等を委託してはならない。

第十七条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託する場合には、原材料等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第十七条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託する場合には、原材料等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第十八条 委託者は、家内労働者に対し、当該物品等の製造等に関し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。

第十八条 委託者は、家内労働者に対し、当該物品等の製造等に関し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。

第十九条 一定の物品等の製造等に従事する家内労働者については、委託者は、労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師に健康診断をさせなければならない。

第十九条 一定の物品等の製造等に従事する家内労働者については、委託者は、労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師に健康診断をさせなければならない。

第二十条 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、委託者が第十七条第三項の基準に基づく同条第一項の措置を講じない場合においては、委託者に対して、原材料等の全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることができる。

第二十条 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、委託者が第十七条第三項の基準に基づく同条第一項の措置を講じない場合においては、委託者に対して、原材料等の全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることができる。

第二十一条 委託者は、十五歳に満たない児童に對し物品等の製造等を委託してはならない。

第二十一条 委託者は、十五歳に満たない児童に對し物品等の製造等を委託してはならない。

第二十二条 労働基準法第一条から第四条まで、第十三条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十三條、第二十五條、第五十九條、第六十五條第一項及び第二項並びに第八章(第八十七條を除く。)の規定は家内労働者の労働条件について、同法第四十四条、第五十五条の二から第一百零四条まで及び第四十五条の規定は委託者又は家内労働者について、同法第一百零二條の規定はこの法律及びこの法律に基づいて発する命令について、同法第一百五條の規定はこの法律の規定による工賃等、災害補償その他の請求権について準用する。この場合において、同法第二十三條第一項中「退職」とあるのは「家内労働者との委託関係の終了」と、同法第六十五條第一項及び第二項中「を就業させてはならない」とあるのは「に対する物品等の製造等の委託を休止しななければならない」と、同法第四十四条及び第一百零四条中「労働基準監督官」とあるのは「家内労働

監督官」と、同法第七條から第九條まで中「労働者名簿」とあるのは「家内労働者名簿」と、「賃金台帳」とあるのは「工賃台帳」と、同法第四十四條中「第二十二條、第二十六條、第二十八條第一項若しくは第三十七條の規定に違反した使用者又は第三十九條第四項の規定による賃金を支払わなかつた」とあるのは「家内労働法昭和四十五年法律第 号」第九條又は第十一條の規定に違反した」と読み替へるものとする。

第二十三条 家内労働者に関する事項を審議させるため、労働省に中央家内労働審議会を、都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置く。

第二十三条 家内労働者に関する事項を審議させるため、労働省に中央家内労働審議会を、都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置く。

第二十四条 家内労働者代表する者及び公益を代表する者、委託者を代表する者及び公益を代表する者について、労働大臣又は都道府県労働基準局長が各同数を任命する。ただし、家内労働者を代表する者及び委託者を代表する者は、関係者の推薦に基づいて任命する。

第二十四条 家内労働者代表する者及び公益を代表する者、委託者を代表する者及び公益を代表する者について、労働大臣又は都道府県労働基準局長が各同数を任命する。ただし、家内労働者を代表する者及び委託者を代表する者は、関係者の推薦に基づいて任命する。

第二十五条 家内労働審議会は、必要があると認める場合には、第一項に規定する事項について労働大臣又は都道府県労働基準局長に建議することができ、

第二十五条 家内労働審議会は、必要があると認める場合には、第一項に規定する事項について労働大臣又は都道府県労働基準局長に建議することができ、

第二十六条 前項に定めるもののほか、家内労働審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条 前項に定めるもののほか、家内労働審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条 家内労働監督官を罷免するには、労働基準法第九十九條第四項に規定する労働基準監督官分限審議会の同意を必要とする。

第二十七条 家内労働監督官を罷免するには、労働基準法第九十九條第四項に規定する労働基準監督官分限審議会の同意を必要とする。

第二十八条 都道府県労働基準局長は労働大臣の、労働基準監督署長は都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、家内労働者の工賃等、安全及び衛生その他の労働条件に係るこの法律の

監督官と、同法第七條から第九條まで中「労働者名簿」とあるのは「家内労働者名簿」と、「賃金台帳」とあるのは「工賃台帳」と、同法第四十四條中「第二十二條、第二十六條、第二十八條第一項若しくは第三十七條の規定に違反した使用者又は第三十九條第四項の規定による賃金を支払わなかつた」とあるのは「家内労働法昭和四十五年法律第 号」第九條又は第十一條の規定に違反した」と読み替へるものとする。

第二十三条 家内労働者に関する事項を審議させるため、労働省に中央家内労働審議会を、都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置く。

規定の施行に関する事項をつかさどる。

第二十六條 労働基準法第一條(第三項を除く。及び第二條の規定は家内労働監督官の権限について、同法第五條の規定は家内労働監督官の義務について準用する。

(家内労働者組合)

第二十七條 家内労働者は、工賃等、安全及び衛生その他労働条件等につき、委託者又はその団体と労働協約の締結等の交渉をするため、家内労働者組合を組織することができる。

2 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)

第一條第二項、第二條、第五條から第八條まで、第十條から第十二條まで及び第十四條から第十八條までの規定は、前項の家内労働者組合、委託者又は家内労働者に関する準用する。この場合において、これらの規定中「労働組合」とあるのは「家内労働者組合」と、「使用者」とあるのは「委託者」と、「労働者」とあるのは「家内労働者」と、同法第七條第一号中「を解雇し」とあるのは「との委託関係を打ち切り」と、「雇用条件」とあるのは「当該委託の条件」と、同法第二号中「雇用する」とあるのは「その物品等の製造等を委託する」と、同法第四号中「を解雇し」とあるのは「との委託関係を打ち切り」と、同法第七條中「工場事業場に常時使用される」とあるのは「委託者から六箇月をこえて引き続き物品等の製造等を委託されるに至つた」と、「工場事業場に使用される」とあるのは「委託者から物品等の製造等を委託される」と読み替へるものとす。

(あつせん又は調停)

第二十八條 労働委員会は、家内労働関係の当事者間において、家内労働関係に関する主張が一致しない、そのために争議行為が発生し又は発生するおそれがある場合において、関係当事者の双方又は一方からあつせん又は調停の申請がなされたときは、すみやかに、あつせん又は調停を行なうものとする。

2 労働委員会は、前項の規定により調停を行な

第一類第七号

社会労働委員会議録第十二号

昭和四十五年四月十三日

第一類第七号

う場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができ

3 第一項のあつせん又は調停に係る労働委員会

第二十九條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(罰則)

第三十條 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第八條、第九條、第十條第三項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十六條、第十七條第二項又は第二十一條の規定に違反した者

二 第二十二條第一項の規定による命令に違反した者

三 第二十二條において準用する労働基準法第三條、第四條、第十六條、第十七條、第十八條第一項、第六十五條第一項若しくは第二項、第七十五條から第七十七條まで、第七十九條、第八十條又は第一百四條第二項の規定に違反した者

第三十一條 次の各号の一に該当する者は、五千元以下の罰金に処する。

一 第五條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六條第一項、第七條第二項、第十條第一項、第十一條、第十四條、第十七條第二項、第十八條又は第十九條の規定に違反した者

法第五十五條第二項の規定による命令に違反した者

五 第二十二條において準用する労働基準法第一百條の規定による行政官庁又は家内労働監督官の要求のあつた場合において、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第三十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、最低賃金の施行の日から施行する。ただし、第二十三條の規定及び附則第七項中家内労働審議会に係る労働者設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の改正規定は公布の日から施行する。

(労働基準法の一部改正)

2 労働基準法の一部を次のように改正する。

第三十條の二第一項中「この法律」の下に「及び家内労働法(昭和四十五年法律第 号)」を加え、同法第三項中「この法律」の下に「及び家内労働法」を加える。

(最低賃金法の一部改正)

3 最低賃金法の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「使用者」の下に「(家内労働法(昭和四十五年法律第 号)に規定する委託者を含む。以下第五項において同じ。)」を、「労働者」の下に「同法に規定する家内労働者を含む。」を加え、同法第五項中「労働組合」の下に「(家内労働法に規定する家内労働者組合を含む。)」を加える。

4 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項各号列記以外の部分中「又は」を「若しくは」に改め、「(以下「事業」という。)」の下に「又は家内労働法(昭和四十五年法律第 号)の適用を受ける委託者の事業を加え、同項第一号中「労働者」の下に「(家内労働者を含む。第四條の四を除き、以下同じ。)」を、「使用」の下に「(物品等の製造等を家内労働者に委託する場合を含む。第四條の四を除き、以下同じ。)」を加え、同項第二号中「使用労働者」の下に「(物品等の製造等を委託される家内労働者を含む。)」を加え、同法第二項中「受ける事業」の下に「又は家内労働法の適用を受ける委託者の事業」を加える。

第四條第二項中「使用者」の下に「(委託者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十二條第二項中「第八十條」の下に「(これらの規定を家内労働法第二十二條において準用する場合を含む。)」を加える。

第十二條の二第一項中「平均賃金」の下に「(家内労働者については、家内労働法第四條に規定する平均工賃。以下次項において同じ。)」を加える。

第十四條第一項中「賃金を受けない日」の下に「(家内労働者については、療養のため労働することができない日)」を加え、同法第二項中「第三項」の下に「(これらの規定を家内労働法第二十二條において準用する場合を含む。)」を加える。

第十九條の三「労働基準法第十九條第一項」の下に「(家内労働者については、家内労働法第八條第一項)」を加え、「同法第八十一條」を「労働基準法第八十一條(家内労働法第二十二條において準用する場合を含む。)」に改める。

第二十一條第一項中「労働者の退職の下に」を「(委託者との委託関係の終了を含む。)」を加える。

第二十五條第一項中「賃金総額」の下に「(工賃総額を含む。以下同じ。)」を加え、同法第二項中「賃金」の下に「(工賃を含む。第四條の四を除き、以下同じ。)」を加える。

一五

一五

一五

一五

第三十条の四各号列記以外の部分中「労働基準法の規定」の下に「(家内労働法において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十四条の三第一項中「労働基準法第七十五条」の下に「(家内労働法第二十二條において準用する場合を含む。以下次項において同じ。)」を加える。

(労働組合法の一部改正)

5 労働組合法の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「使用者」の下に「(家内労働法(昭和四十五年法律第 号)に規定する委託者を含む。以下同じ。)」を、「労働者」の下に「(同法に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)」を加え、同条第六項中「七人」を「八人」に改め、同条第七項中「使用者団体」の下に「(委託者団体を含む。)」を、「労働組合」の下に「(家内労働法に規定する家内労働者組合を含む。以下同じ。)」を加え、同条第二十一項中「七人」を「八人」に、「十一人」を「十二人」に、「九人」を「十人」に、「五人」を「六人」に改める。

第二十條中「第二十七條の下に」(これらの規定を家内労働法第二十七條第二項において準用する場合を含む。))を加え、同条に次の一項を加える。

2 労働委員会は、前項に規定するもののほか、家内労働法第二十八條の規定による事務を行なう権限を有する。

第二十四條中「第二十七條の下に」(これらの規定を家内労働法第二十七條第二項において準用する場合を含む。))を加える。

第二十五條第一項中「第十八條の下に」(家内労働法第二十七條第二項において準用する場合を含む。))を加え、同条第二項中「第二十七條の下に」(これらの規定を家内労働法第二十七條第二項において準用する場合を含む。))を加える。

第二十七條第一項中「第七條の下に」(家内労働法第二十七條第二項において準用する場合を含む。))を加える。

第三十三條第一項中「第十二條の下に」(家内労働法第二十七條第二項において準用する場合を含む。))を加え、同条第二項中「第十一條第二項」の下に「(家内労働法第二十七條第二項において準用する場合を含む。))」を加える。

(労働関係調整法の一部改正)

6 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「第二十條」を「第二十條第一項」に改める。

7 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第三條各号列記以外の部分中「労働者」の下に「(家内労働者を含む。第四條第二十四號、第三十二號の二、第三十二號の六、第三十四號、第三十五號、第三十七號、第三十八號及び第四十三號、第八條第一項第四號並びに第十條第一項第三號を除き、以下同じ。))」を加え、同条第一號中「労働組合」の下に「(家内労働者組合を含む。以下第六條第一項第十二號並びに第七條第四號及び第八號において同じ。))」を加える。

第四條第二十號中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九號)」の下に「又は家内労働法(昭和四十五年法律第 号)」を加え、同条第二十五號中「使用者」を「使用者(委託者を含む。以下第二十九號において同じ。))」に改め、同条第二十九號中「労働基準法」の下に「又は家内労働法」を加え、同条第三十二號の八を第三十二號の九とし、第三十二號の三から第三十二號の七までを一号ずつ繰り下げ、第三十二號の二の次に次の一号を加える。

三十二の三 家内労働法に基づいて、最低賃額を定めること。

第六條第一項第十四號中「賃金」の下に「(家内労働者の工賃を含む。以下第八條第一項第一號、同条第三項及び第十五號第二項第四號において同じ。))」を、同項第十五號中「労働者生計費」の下に「(家内労働者生計費を含む。以下第十五號第二項第四號において同じ。))」を、同項

第十八號中「雇用」の下に「(家内労働者の生活及び工賃を含む。))」を加える。

第八條第一項第九號を次のように改める。

九 家内労働者の最低賃額その他の労働条件の基準に関すること。

第八條第三項中「賃金に関するもの」の下に「(同項第九號に掲げる事務のうち家内労働者の最低賃額に関するもの)」を加える。

第九條第一號中「婦人及び年少労働者」の下に「(婦人及び年少の家内労働者を含む。以下第四號において同じ。))」を加える。

第十三條第一項の表の労働基準監督官分限審議会の項中「労働基準監督官の罷免」を「労働基準監督官及び家内労働監督官の罷免」に改め、同表中「家内労働審議会」を「家内労働者に関する事項を調査審議すること。」「を」中央家内労働審議会(家内労働者に関する事項を調査審議すること。))に改める。

第十五條第一項中「じん肺法」(これに基づく命令を含む。))の下に「家内労働法(これに基づく命令を含む。))」を加える。

第十六條第一項の表中

地方労働基準審議会

都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。

地方労働基準審議会

都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。

地方労働基準審議会

都道府県労働基準局長の求めに應じ、家内労働者に關する事項を調査審議すること。

第十七條第一項中「じん肺法」(これに基づく命令を含む。))の下に「家内労働法(これに基づく命令を含む。))」を加える。

第二十條第二項中「及び労働関係調整法(これに基づく命令を含む。))」を、「労働関係調整法(これに基づく命令を含む。))及び家内労働法(これに基づく命令を含む。))」に改める。

附則第三項を削り、則附第四項を附則第三項とする。

(所得税法の一部改正)

8 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中中学校法人の項の次に次のように加える。

(家内労働者組合
(法人であるものに限る。))
(昭和四十五年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

9 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中中学校法人の項の次に次のように加える。

(家内労働者組合
(法人であるものに限る。))
(昭和四十五年法律第 号)

(地方税法の一部改正)

10 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第三号中「労働組合」の下に「(法人たる家内労働者組合を加える。))」を加え、同条第三号中「労働組合」の下に「(社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。))」を加える。

別表第一第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 二 家内労働法(昭和四十五年法律第 号)

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)

12 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五十万六千八百五十一人」を「五十万七千三百四十三人」に改める。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

13 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一

部を次のように改正する。

第四十二條のうち社会保険労務士法別表第一の改正規定中「別表第一第二十号の二」を「別表第一第二十号の二を第二十号の三とし、第二十号に、二十の三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)」を「二十の二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)」に改める。

理由

家内労働者が劣悪な労働条件のもとに放置されている現状にかんがみ、家内労働者の生活の安定に資するため、家内労働者の工賃、安全及び衛生その他の労働条件の基準に關して必要な事項を定めるとともに、家内労働者組合の組織、団体交渉等に關して必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三億七千万円の見込みである。

最低賃金法案

最低賃金法

(目的)

第一条 この法律は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十八條第二項の規定に基づき、労働者の最低賃金に關する事項を定めることを目的とする。

(最低賃金額の決定の基準)

第二条 最低賃金額は、必要生計費(労働者が人たるに値する生活を確保するために必要な諸品目及びその数量を基礎として算出された経費をいう。以下同じ。)、一般賃金水準その他の事情を考慮して定められなければならない。

(全国一律最低賃金額の決定)

第三条 すべての労働者の最低賃金額は、中央最

低賃金委員会が決定する。

2 前項の最低賃金額は、基本たる賃金(職務、能力、経験等を基準として定められる賃金であつて、中央最低賃金委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。が月、週、日又は時間によつて定められている労働者について、それぞれ、月、週、日又は時間によつて定めるものとする。

3 中央最低賃金委員会は、労働基準法第四十條の規定によつて同法第三十二條の労働時間に関する規定について別段の定めのない同法第四十條第一項の事業に使用されている労働者の最低賃金額については、第一項に規定する最低賃金額を下らない金額で、別に決定することができる。

(基本たる賃金が特殊な期間を基礎としている場合)

第四条 基本たる賃金がそれぞれ一箇月、一週、一日又は一時間をこえる月、週、日又は時間によつて定められている労働者については、この法律及び労働基準法の適用については、それぞれ、月、週、日又は時間によつて、当該基本たる賃金額をその基礎となつた期間の月数、週数、日数又は時間数で除して得た金額をもつて、その者の基本たる賃金が定められているものとみなす。

(出来高払制等の場合)

第五条 出来高払制その他の請負制で使用する労働者についてのこの法律及び労働基準法の適用については、その者の基本たる賃金が時間によつて定められているものとみなす。

(除外される賃金等)

第六条 労働基準法第二十八條第一項の規定の適用については、次の各号に掲げるものは、賃金に算入しない。

一 労働基準法第二十四條第二項ただし書に規定する賃金

二 所定労働日以外の日の労働又は所定労働日における所定労働時間をこえる時間の労働に

対する賃金及び労働基準法第三十七條第一項に規定する深夜の労働に対する割増賃金

2 基本たる賃金が月、週、日又は時間によつて定められている労働者が、基本たる賃金以外の賃金(前項各号に掲げる賃金を除く。以下この項において「その他の賃金」という。)の支払を受ける場合において、その他の賃金のうちに基本たる賃金の基礎となつた期間を基礎として定められたものでないものがあるときは、労働基準法第二十八條第一項の規定の適用についてその者の賃金額を算定するには、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、当該その他の賃金を基本たる賃金の基礎となつた期間に対する賃金額に改定するものとする。

(全国一律最低賃金額の改正)

第七条 中央最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、六箇月に少なくとも一回、第三條に規定する最低賃金額が適当であるかどうかについて審議を行ない、適当でないとき認めるときは、その金額の改正の決定をしなければならない。

2 中央最低賃金委員会は、第十六條の規定により調査した必要生計費が、第三條に規定する最低賃金額の基礎となつた必要生計費に比して、当該基礎となつた必要生計費の百分の三以上増加し又は減少しているときは、これに應じて当該最低賃金額の改正の決定をしなければならない。

(労働大臣の再審議の請求)

第八条 中央最低賃金委員会は、第三條又は前條の規定による最低賃金額の決定又は改正の決定をしたときは、直ちにこれを労働大臣に通知しなければならない。

2 労働大臣は、前項の通知に係る最低賃金額が適当でないとき認めるときは、当該通知があつた日から起算して一箇月以内に、中央最低賃金委員会に対し、理由を附して再審議を求めることができる。

審議を求められたときは、その最低賃金額について再び決定又は改正の決定をしなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、前項の規定により中央最低賃金委員会が再び決定又は改正の決定をした最低賃金額については、適用しない。

(労働協約に基づく産業別最低賃金)

第九条 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第三條の規定にかかわらず、一定の地域内の同一産業の事業場で使用される労働者の大部分が賃金(第六條第一項各号に掲げる賃金を除く。以下この条において同じ。)の最低額に關する定めを含む一の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の大部分の合意による申請があつたときは、これらの賃金の最低額に關する定めに基づき、第三條に規定する最低賃金額をこえる額で、その一定の地域内の同一産業の事業場で使用される労働者の全部についての最低賃金を決定することができる。

(異議の申出)

第十条 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前條の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

2 前條に規定する労働者又はこれを使用する使用者で同條の申請に係る労働協約の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から起算して一箇月以内に、中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会に、異議を申し出ることができる。

3 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第一項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過するまでは、前條の決定をすることができない。

は、前条の決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一箇年の範囲内の期間を限つて猶予し、又はその期間最低賃金について別段の定めをすることが出来る。

(労働協約に基づく産業別最低賃金の改正等)

第十一條 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第九條に規定する最低賃金について、その決定の例により、改正又は廃止の決定をすることが出来る。

2 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第九條に規定する最低賃金が著しく不適当となつたと認めるときは、その最低賃金の改正又は廃止の決定をすることが出来る。

(労働協約に基づく産業別最低賃金の効力の存続)

第十二條 第九條に規定する最低賃金の基礎となつた労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。

(公示及び発効)

第十三條 中央最低賃金委員会は、第三條又は第七條の規定による最低賃金の決定又は改正の決定をした場合において、第八條第二項の規定による労働大臣の再審議の申出がなかつたとき、又は同条第三項の規定による最低賃金の決定又は改正の決定をしたときは、直ちにこれを公示しなければならない。

2 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第九條又は第十一條の規定による最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をしたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、当該決定した事項を公示しなければならない。

3 第三條、第七條若しくは第八條第三項の規定による最低賃金額の決定及び改正の決定又は第九條若しくは第十一條の規定による最低賃金の決定及び改正の決定は、第一項又は前項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過した

日(第九條又は第十一條の規定による最低賃金の決定又は改正の決定の場合において、公示の日から起算して一箇月を経過した日)後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日(以下、同条の規定による最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日(公示の日)の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

(最低賃金委員会)

第十四條 労働省に、この法律の規定によりその権限に属せられた事務を行なうため、使用者を代表する委員(以下「使用者委員」といふ)、労働者を代表する委員(以下「労働者委員」といふ)及び公益を代表する委員(以下「公益委員」といふ)をもつて組織する最低賃金委員会を置く。

2 最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会及び地方最低賃金委員会とする。

3 地方最低賃金委員会は各都道府県に置き、その名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 中央最低賃金委員会は、使用者委員及び労働者委員各十五人並びに公益委員五人をもつて組織し、地方最低賃金委員会は、使用者委員及び労働者委員各十人並びに公益委員三人をもつて組織する。

5 使用者委員は、使用者の団体が政令の定めるところにより推薦した者について、労働者委員は、労働組合が政令の定めるところにより推薦した者について、公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意を得て、労働大臣が任命する。

6 最低賃金委員会の委員は、非常勤とする。

7 最低賃金委員会に会長を置く。

8 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

9 会長は、最低賃金委員会の会務を総理する。

10 最低賃金委員会に關する事務を処理させるため、最低賃金委員会に事務局を置く。

11 この法律に規定するもののほか、最低賃金委員会に關して必要な事項は、政令で定める。(會議)

第十五條 最低賃金委員会の會議は、会長が招集する。

2 最低賃金委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席しなければ、會議を開き、議決することが出来ない。

3 第三條、第七條又は第八條第三項の規定による最低賃金額の決定及び改正の決定並びに第九條又は第十一條の規定による最低賃金の決定、改正の決定及び廃止の決定は、出席委員の全員の一致で決する。

4 前項に規定する決定をするに当たつては、まず使用者委員と労働者委員とがその協議を尽くし、公益委員は両者の意見に十分な考慮を払いながら適正な決定に到達するように努めるものとする。

(必要生計費等の調査及び公表)

第十六條 中央最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、六箇月に一回、必要生計費及び一般賃金水準に關する調査を行ない、その結果を公表しなければならない。(権限)

第十七條 第九條及び第十一條に規定する中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会の権限は、二以上の地方最低賃金委員会の管轄区域にわたる事業及び一の地方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事業で中央最低賃金委員会が全国的に關連があると認めて中央最低賃金委員会規則の定めるところにより指定するものについて、中央最低賃金委員会が行ない、一の地方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事業(中央最低賃金委員会の権限に属する事業を除く。)については、当該地方最低賃金委員会が行なう。

(規則制定権)

第十八條 中央最低賃金委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののほか、最低賃金委員会が行なう手続その他事務處理に關し必要な事項について、中央最低賃金委員会規則を定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(最低賃金法の廃止)

2 最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)は、廃止する。

(労働基準法の一部改正)

3 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十三條前段中「この法律」の下に「最低賃金法(昭和四十五年法律第 号)を含む。以下この条、第九十八條第一項、第一百條、第一百條の二、第一百五條の二、第一百六條第一項、第一百條、第一百二十二條及び第一百十三條において同じ。」を加える。

第二十七條から第三十一條までを次のように改める。

第二十七條 削除

(最低賃金)

第二十八條 使用者は、最低賃金額に達しない賃金で労働者を使用してはならない。ただし、最低賃金法第九條の規定による最低賃金に別段の定めがある場合を除き、次の場合において、この限りでない。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低位な者について、行政官庁の認定を受けた場合

二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合

三 所定労働時間の特に短い者について、行政官庁の許可を受けた場合

四 労働者が満十五歳に満たない児童である場合

前項の最低賃金に關しては、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)
第二十九条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応ずる合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。

第三十条及び第三十一条 削除
第三十四条中「第二十六条の下に」、第二十八條第一項を加える。
第三十九條第一号中「第二十二條第三項」の下に、「第二十八條第一項」を加える。
第四十二條第一号中「第二十七條」を「第二十六條」に改める。

(従前の行為に対する罰則の適用)
4 この法律の施行前にした附則第二項の規定による廃止前の最低賃金法の規定に違反する行為及び附則第三項の規定による改正前の労働基準法第二十七條の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(国家公務員の給与についての立法措置)
5 労働基準法第二十八條の改正規定及び本則の規定の適用のない国家公務員の給与については、すみやかに、本則の趣旨に適合した立法措置が講ぜられなければならない。

(国会職員法の一部改正)
6 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第四十一條第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十五年法律第三十七号)」に改める。
(船員法の一部改正)
7 船員法(昭和二十二年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第五十九條を次のように改める。

(最低報酬)
第五十九條 給料その他の報酬の最低基準に關しては、最低賃金法(昭和四十五年法律第三十七号)これに基づく命令を含む。)は適用せず、別に法律で定める。

(国家公務員法の一部改正)
8 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
附則第十六條中「最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十五年法律第三十七号)」に改める。
(国家行政組織法の一部改正)
9 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
別表第一の労働省の項中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会、最低賃金委員会」に改める。
(運輸省設置法の一部改正)
10 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項第二十三号を次のように改める。

第二十三 削除
第二十五條第一項第四号の二及び第四十條第一項第十三号の二を削る。
第五十七條中、「最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)」を削る。
(労働省設置法の一部改正)
11 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第四條中第三十二号の三及び第三十二号の四を削り、第三十二号の五を第三十二号の三とし、第三十二号の六から第三十二号の十までを二号ずつ繰り上げる。
第八條第一項第九号を次のように改める。

九 削除
第八條第一項第十四号中「最低賃金法」を「最低賃金法(昭和四十五年法律第三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十五年法律第三十七号)」に改める。
第八條第三項中、「同項第九号に掲げる事務」を削る。
第十三條第一項の表中中央最低賃金審議会の項を削る。

第十五條第一項中、「最低賃金法(これに基づく命令を含む。)」を削る。
第十六條第一項の表中中央最低賃金審議会の項を削る。
第十七條第一項中、「最低賃金法(これに基づく命令を含む。)」を削る。
第二十條第一項中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改め、同条に次の一項を加える。

4 最低賃金委員会の組織、所掌事務及び権限は、最低賃金法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
(労働組合法の一部改正)
12 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
第十八條第四項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)第十一條」を「最低賃金法(昭和四十五年法律第三十七号)第九條」に、「中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長を「中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会」に改め、同項後段を削る。
(地方公務員法の一部改正)
13 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。
第五十八條第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十五年法律第三十七号)」に改める。
(自衛隊法の一部改正)
14 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第八條中「最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十五年法律第三十七号)」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)
15 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第九号中「最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十五年法律第三十七号)」に改める。

16 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項中「五十万六千五百七十一人」を「五十万六千八百五十一人」に改める。

理由
労働者の最低賃金を保障することにより、労働者の生活の安定と労働能率の向上を図るとともに産業の平和を維持し、もつて経済の興隆に寄与するために、現行の最低賃金法はこれを廃止して別個の最低賃金制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約八億三千万円の見込みである。

○田邊議員 私は提案者を代表いたしまして、ただいま議題となりました家内労働法案につきまして、提案理由並びにその概要を御説明申し上げます。

さて、御承知のように、今日の日本経済の目ざましい発展は、一方ではあらゆる分野に格差やびずみを生じ、特に家内労働の性格にも大きな変化があらわれ、物価高に対する収入を確保するため、一般労働者の主婦が家内労働に従事する傾向が強まっております。また経営者にとりましても、電気器具、プラスチック製品、メリヤス、紙器などの分野では労働者の不足に対処するため、家庭主婦の家内労働の活用が増大しておるのであります。

政府の調査によりまして、現在家内労働者は約百万人にのぼり、そのうち九〇％以上が女子で占められ、地域的には六大都市に集中し、産業別

には繊維工業並びに雜貨工業がその八〇%を占めているといわれております。しかし、これら家内労働者の工賃は、驚くなかれ一時間当たり四十円程度であり、しかも労働条件はきわめて劣悪で、作業環境が不備なため安全衛生上の問題が頻発していることは御承知のとおりであります。

しかも今日の家内労働の増大は、学卒労働力の不足からくる賃金上昇のために、中小企業が家内労働に依存する結果あらわれた現象でありまして、わが国経済の質的向上、二重構造の解消という意味からもきわめて重要な問題といわねばなりません。また家内労働が増大すればするほど、雇用労働者の労働条件の向上を阻害する要因となっていくことは明らかであります。わが国低賃金の温床的役割りを果たしている、これら家内労働者を苦汗労働から解放し、あわせて家内労働に依存せざるをえない諸産業の近代化を促進する上からも、いまや抜本的な立法措置を講ずることは刻下の急務であると考えるのであります。

今回、政府も、このようなわれわれの主張を認め、同名の法案を提出しておるのでありますが、政府案は内容上、なお不十分な点を残しておりますので、あえて本法案を提案したのであります。以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず第一に、本法案の適用範囲は、同居の親族以外の者を使用しないで家内労働に従事する者に限ることとし、事業主がこれらの家内労働者に物品の製造等を委託する業を営む場合は、行政当局に届け出なければならないことといたしました。

第二に、家内労働者には家内労働者手帳を交付し、労働条件などを委託に際して明記させ、もって委託者の不正を規制することといたしました。

第三に、家内労働者の最低工賃は、社会党提出の最低賃金法案による一般労働者の最低賃金額に見合う額で、都道府県労働基準局長が、地方家内労働審議会の議を経て決定することとしたしております。

の委託等について若干の規制を加えるとともに、労働基準法の規定を大幅に準用することとした。まして、一般労働者と同様にその労働条件の改善をはかることとした。

第五に、家内労働者が団結して労働条件等につき、委託者またはその団体と労働協約の締結等の交渉をするため、家内労働者組合を組織することとすることができることとし、これに労働組合法の規定を準用するとともに、家内労働関係の当事者間において争議行為が発生した場合におけるあつせん、調停について規定いたしました。

以上が本法律案の提案理由とその主たる内容であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

次に、最低賃金法案について御説明を申し上げます。

私は、提案者を代表いたしましたして、ただいま議題となりました最低賃金法案につきまして、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

申すまでもなく最低賃金制は、制度ができた初めのころは、欧米資本主義諸国で、極度に窮乏化した一部の極貧層の労働者救済のための社会政策として、また資本家の側からは、産業平和や社会緊張緩和のための手段として採用されてきたのであります。しかし第二次大戦後においては、最低

賃金制は労働者の最低生活保障のための統一要求として掲げられるようになっております。

本来、最低賃金制の目的は、労働者の最低生活水準を保障することにあります。現在労働者の最低生活費はほぼ全国同水準となっております。また学卒労働者の初任給水準も労働市場の需給状況を反映して格差は縮小しつつあります。

また最低賃金水準については産業別、規模別の格差も縮小しつつあり、このような現状のもとでは原則的には全国全産業一律の最低賃金が設定されなければなりません。

今日わが国の経済情勢を見ますとき、工業生産においては、造船は世界第一位、自動車と化学繊維は第二位、鉄鋼とセメントは第三位であり、国

民総生産は実に世界第二位の地位を占めるに至っています。

しかるに國民一人当たりの所得は、国連統計によれば、驚くべし、何と世界第二十一位で中南米のベネズエラ以下というみじめな状態であります。すなわち今日なお月二万円以下の低賃金労働者が膨大に存在しこのほか低い工賃のまま放置されている家内労働者は二百万世帯にも及んでいるのであります。

こうした著しい生産と所得の不均衡を是正し、健康で文化的な労働者の生活を維持するに足る賃金を法的に保障することこそ最低賃金法の使用でなければなりません。

すでに現行法実施以来十余年余になりますが、現在、中小企業労働者千三百万人のうち、八〇％は日額七百元以下、月額に換算すると三万円以下と

いう賃金なのであります。しかもこの膨大な低賃金労働者の存在が、他の労働者の賃金にも悪影響を与え、今日のわが国労働者の生活を常に不安におとしめているのみならず、法的最低賃金は、

さらに米価の生産費に含まれる労働力の費用の基礎ともなり、農民の所得水準をも規制しているのであります。さらに生活保護基準、失業保険の最低額、失付賃金、国民年金とも関連、低い国民生活水準のおもしとなっています。まさに

に國民総生産世界第一位を誇るわが國の見せかけの繁栄を物語っていると申せましょう。現行最賃法では最低賃金制度本来の役割りを十分果たし得ないのはここに明らかであるかと思うわけであります。

今日、雇用情勢は逼迫の度を加え、人手不足の傾向は深まり、今後の企業の深刻な問題は労働力不足にあるとさえいわれています。いまや低賃金によって国際競争に立ち向かう時代は過ぎ去りました。

今後のわが国経済は、先進国の名にふさわしい高度の技術によってその発展を期すべきであり、それは労働者の最低生活水準を保障することによってのみ可能であります。

今こそ眞の最低賃金制を確立することは国家の急務であります。中小企業の上に大企業がそびえ立っている経済の二重構造を解消する方向もこれをおいてありません。

以下法案の内容について御説明申し上げます。
まず第一に、最低賃金の適用方式は全国一律制
としたのであります。このことは特にわが国
のように、産業別、業種別、地域別の賃金格差が
いまだ存在し、低賃金労働者が多数存在する状態

のもとでは、それぞれの最低賃金を定めることは最低賃金制度の効果を半減せしめるからであります。

なお全国一律の最低賃金制の上に、労使の団体

協約に基づいた産業別あるいは地域別に拘束力を持つ最低賃金の拡張適用の制度も積み上げることとした。

第二は、最低賃金の決定については、労働者の生計費（原則的には標準家族の必要生計費）と一般賃金水準等を考慮して定めることとしたしまった。

第三に、最低賃金の決定及び改正は行政委員会の性格を持つ最低賃金委員会に権限を持たせることとし、同委員会は労使同数の委員とその三分の一の公益委員をもって構成することとした。

第四に、最低賃金委員会は六カ月に一回必要生計費及び一般賃金水準に関する調査を行ない、その結果を公表し、必要生計費が三%以上増減したときには最低賃金の改正を決定することといたしました。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

今日までのにせ最低賃金法に対する汚名をそそぐために、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いして提案説明を終わります。

○伊東委員長代理 次仁、川俣健二郎君外六名提

○伊東委員長代理 次に、川俣健二郎君外六名提

出の国有林労働者の雇用の安定に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。川俣健二郎君。

国有林労働者の雇用の安定に関する法律案

国有林労働者の雇用の安定に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国有林野事業に主としてその生計を依存している労働者の常時雇用を促進するため必要な措置を講じ、もつてこれらの労働者の生活の安定を図るとともに国有林野事業における労働力の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国有林野事業」とは、国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野の管理経営の事業及び国有林野事業特別会計において事務を取り扱う治山事業並びにこれらに附帯する事業をいう。

2 この法律において「国有林労働者」とは、国有林野事業に従事する一般職に属する国家公務員をいう。

(常時雇用)

第三条 国は、国有林労働者(常時雇用される者を除く)として前年度及び前前年度においてそれぞれ継続して六箇月以上雇用された者又は前年度において継続して十二箇月雇用された者については、当該労働者が希望するときは、これらの者を常時雇用する国有林労働者として雇用しなければならない。ただし、当該労働者が国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第三十八条の規定に該当する場合及び心身の故障のため国有林野事業に従事するのに適しないと認められる場合は、この限りでない。

(事業量の増大等)

第四条 国は、前条の規定によつて雇用する国有林労働者が一年を通じて労働することができ

ようにするため、できる限り、新規国有林野事業の開拓、国有林野事業の民間委託による実施の廃止等の措置により国が直接実施する国有林野事業の事業量の増大を図るとともに、国有林野事業の実施については、年間を通じての各月の作業量がおおむね平均するように計画してこれを行なわなければならない。

(再雇用)

第五条 国は、前年度において継続して六箇月以上国有林労働者(常時雇用される者を除く)として雇用した者で第三条の規定により常時雇用する国有林労働者とならなかったものについては、当該労働者が希望するときは、これらの者を常時雇用する国有林労働者以外の国有林労働者として雇用するように努めなければならない。この場合においては、同条ただし書の規定を準用する。

(特別休業手当)

第六条 国は、降雪又は積雪により休業する場合においては、その休業期間中当該常時雇用する国有林労働者に対して、給与準則の定めるところにより、その平均賃金(第七条の規定により読み替えられた労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条の平均賃金をいう)の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

(平均賃金等の計算の特例)

第七条 常時雇用する国有林労働者に対する労働基準法及び国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の適用については、労働基準法第十二条第三項第三号中「使用者の責に帰すべき事由」とあるのは「使用者の責に帰すべき事由又は降雪若しくは積雪」と、国家公務員災害補償法第四条第三項第三号中「国の責に帰すべき事由」とあるのは「国の責に帰すべき事由又は降雪若しくは積雪による休業」とする。

附則

この法律は、公布の日から起算して二箇月を経過した日から施行する。

理由

国有林野事業に主としてその生計を依存している労働者の生活の安定を図るため、その常時雇用を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約一億一千万円、平年度約五億二千万円の見込みである。

○川俣議員 私は、提案者を代表いたしまして、ただいま議題となりました国有林労働者の雇用の安定に関する法律案について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

現在、五十万人に及ぶ山林労働者は、人里離れた山奥で、家族と別れ、昔ながらの封建的身分差別と非近代的な労働条件に苦しみながら、森林資源の造成、木材生産に従事しているものであります。しかし歴代保守政府の進めてきた高度成長策は、山林労働者を一そうの貧困の谷間におとし、近代文化の恩恵に浴することもなく、生活の近代化は望むべくもない状態に放置されているのであります。すなわち、これらの労働者の賃金は、依然として人間としての健康な生活を維持するにはほど遠い状態であり、労働条件を規定した労働基準法の中心的規定であります労働時間、休日休暇の規定は、その適用が除外されているのであります。したがって、これらの労働者は、低賃金構造との関連で、今日もなお長時間労働が強要されている状態でありまして、

わけでも国有林労働者は、国有林に専業的に働き、その生計を国有林に依存し、二十年、三十年の勤続表彰を受けておりながらも、林野庁当局の「降雪、積雪を理由」とする休業のため、毎年首切りが行なわれているのであります。その結果、毎年三四月から六九月にわたって失業するという状態が繰り返され、国有林労働者の身分、生活を極度の不安におとしめているのであります。

しかも、これらの国有林労働者は、定員内職員、常用作業員、定期作業員、臨時作業員という雇用区分によつて、その労働条件に大きな格差が設けられているのであります。このような国有林労働者の差別支配を強行しているのが、国有林を管理運営する林野庁という名の政府機関の一部であることは、私の最も遺憾とするところであります。しかも、国有林の経営、管理のための基幹的な作業は、いわゆる定員外の作業員によつてになわっているのが現状でありまして、いわば国の恒常的な業務が臨時的な雇用で処理されているわけでありまして、

ILO 国家公務員専門家会議は「恒常的な職務を遂行するため必要とされる職員は、常勤として採用されなければならないし、その間といえども常勤と非常勤との間の法的身分の違いをもつて、賃金や労働条件全体について差別の理由とすべきでない」という報告をしております。したがって、現在、林野庁が行なっております労働政策は、このILOの見解にも全く反しているものであります。

このように国有林労働者の現状にかんがみまして、これらの労働者の雇用を継続させ、その雇用と生活の安定をはかる必要があると考えるのであります。これがこの法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の概要について説明申し上げます。まず、国は、国有林労働者として前年度及び前前年度において、それぞれ継続して六箇月以上雇用された者、また前年度において継続して十二箇月雇用された者については、当該労働者が希望するときは、これらの労働者を常時雇用する国有林労働者として雇用しなければならないものといたします。

第二に、国有林労働者が一年を通じて労働することができるようになるため、国はできる限り、

国が直接実施する国有林野事業の事業量の増大及び作業量の平均化をはかる義務があることを明らかにいたしました。

第三には、国は、前年度において継続して六ヵ月以上国有林労働者として雇用された労働者で、常時雇用の国有林労働者の対象とならなかった者については、当該労働者が希望する限りは、次年度においても再雇用を保障する義務があることといたしました。

第四には、常時雇用される国有林労働者が、降雪または積雪のために休業せざるを得なくなった場合には、国は、労働基準法第二十六条の規定にかかわらず、特別休業手当として、平均賃金の六〇%以上の手当を休業期間を通じて支払わなければならないことといたしました。

以上が国有林労働者の雇用の安定に関する法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○伊東委員長代理 次に、内閣提出の家内労働法案、田邊議員外六名提出の家内労働法案、同じく最低賃金法案、以上三案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。島本君。

○島本委員 私、社会党提出の家内労働法案、それと最低賃金法案並びに内閣提出にかかります家内労働法案、この三案につきまして若干の質問を行ないたいと思っております。

まず、ただいま提案説明をされました社会党の提案者でございます田邊議員に、私も委員の立場から一点伺いたいと思います。

御存じのように、政府は、ようやくその長い腰をあげまして家内労働法案が提出されるに至ったわけでありまして、それと同時に、社会党が、ただいま提案の説明のごとくに出されました。どういようなお考えで政府案に対して対案をお出し

になったのか、その提案理由の説明を聞きまして、なるほどと、こう思う点が多々あるのではございませうけれども、この際、お出しになったその真意について、そのお考えを承りたい、こういうふうに思うわけでございまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○田邊議員 いま島本委員から御指摘がございましたとおり、今回提案をされました家内労働法案は、すでに長い間これに従事してまいりました家内労働者、特にその圧倒的多数を占める主婦の人たちの渴望しておったものであります。われわれはいまこそこれらの人たちに對して報いるところの法律をつくらなければならないと思っております。

ただ、御指摘がございましたとおり、政府が提案をいたしておりますところの法律案につきましては、いまだ改善すべき余地がたゞさんございまして、われわれは、これを前向きな姿勢でさらに発展をさせるために私どもの提案をいたしたのであります。

その前提となりますのは、何といつても最低賃金法に対する考え方でございます。私どもは、政府のいわば業種別、地域別の最低賃金法というものが、いかに今日多くの毒害を有し、除去しなければならぬ内容を持っているかということについては、たびたび指摘をしてまいりましたのであります。私どもが提案をいたしております家内労働法案は、そういった政府の持つ最低賃金の毒害をなくすために、どうしてもこの際皆さん方の御賛同を得て、これが新しい時代に即応したものに衣がえをする必要がある、こういうふうに私どもは考えておるのであります。

欧米諸国における最賃法も、その時代時代によつて大きな意味を持っておたのであります。けれども、しかしこれとて、いわば古い時代感覚に基づいたものであるとわれわれは考えざるを得ないところが多々ございまして、いま経済の成長がなされ、しかも広域的に行政が施行されておる現状の中では、これらの最賃法に対する考え方も変

えていかなければならないというふうに私は思うのであります。

その主要な第一は、現在日本の経済が高度に成長したておりますから、そういう中で一体労働者の地位というものをどう確定するか。しかも極度に労働力の不足が伝えられておるのであります。こういう状況の中で、私どもは、いまこそ労働者の賃金の引き上げをする、そのことによつて労働者の地位を向上させることが絶対に肝要であると思つておるのであります。このことがまず私どもの最賃法を提案いたしました最大の理由であります。

第二番目には、そのためには、いまこそ産業別、規模別の差というものを基本的になくすことが重要である、こういう立場から、私どもは全国全産業一律最低賃金が至当である、こういう考え方になつておるのであります。

さらに、第三番目には、現在の佐藤内閣のもとで行なわれておる経済の成長は、いわば見せかけの繁栄でございまして、また異常な物価高を招来しておるのでございまして、この物価の上昇がはなはだしい現在において、最低賃金も、当然物価の上昇等に見合つてこれは増減をはかるべきである、こういう立場から、必要生計費の増減によつて最低賃金の額の改正ができる、こういう状態をつくることは、現在の時代に即応した要請である、こういうふうに私どもは思つておるのであります。

さらに第四番目には、やはり最低賃金審議会に行政委員会としての権限を持たせ、その決定の公平を期するということが必要ではないかと思つておるのであります。

以上申し上げたように、私どもは、この全国全産業一律最低賃金制をしくことによつて、労働者の犠牲によつて経済の成長をはかろうとするような、そういう考え方を基本的には正していこうと、いうことが私どもの考えの根底にあることをひとつ御了承いただきたいのであります。

次に、家内労働法については、さつき申し上げ

ましたように、政府のこの法案に対して私どもは非常におくれてまいりましたけれども、提案をいたしましたことの意義は受けとめなければならぬと思つております。ただ、われわれがさらに前向きに検討いたしました場合には、何といつてもいろいろな面で不備がございまして、その基本は、家内労働者をどう見るかということでございます。私どもは、やはり家内労働者を雇用労働者と同じように見るといふことが必要になつてくる、こういうふうに思つておるのであります。いままでは委託者との関係というものはいわば従属関係でございました。私どもは、やはり平等な立場に立つてこの家内労働者の地位を確保する、こういうことが必要でありまして、そのために労働基準法なりあるいは労働組合法の準用をすることによつて、雇用労働者と同じ権限を与え、保護を加えるということが必要ではないかというふうに思つておるのであります。

ついででございますから、提案説明で申し上げましたので、簡単に御説明を申し上げますと、そういう中で最低賃金の問題は何といつても最低賃金法と関連を持つものである、こういうふうに私どもは考えておる。したがつて、私どもの提案しておる全国全産業一律最賃に見合つた形でこの最低賃金を決定すべきであるというふうに思つておるのであります。

さらに第二番目には、やはり家内労働者の労働条件を適正にする、こういう意味合いから労働時間若しくは規制を加えることによつて、朝早くから夜遅までの間労働に携わるような、こういう非近代的な現在の状態というものを改善していきたいというふうに考えておるのであります。

第三番目には、家内労働者に一番欠けておるのは何といつても安全衛生上の問題でございますから、この問題を重視いたしまして、危険有害業務の委託を制限する、あるいは安全衛生教育の義務づけをする、健康診断の義務づけをする、そして、いま申し上げた労働時間の制限等を明記するということが必要ではないかと私どもは思つてお

ります。

さらに第四番目には、私どもは、家内労働者を雇用労働者として見る、こういう立場から家内労働者の団結権を促進するような措置をとるべきであるということ、労働組合法を準用いたしまして、その団結権を保障するという方向に持っていきたいと思っておりますし、一たび争議行為が起った場合には、あつせん、調停等の有効な手段を講ずる、こういうようにしようと思っております。

それから第五点は、非常に重要な点であります、何といつても最低工資の決定やその他の問題を処理するために家内労働審議会を設置しなければならぬことを政府もいっておるのであります、これは当然中央において家内労働審議会をつくると同時に、各都道府県において地方の家内労働審議会をつくるべきであるという点を、私は法律として明記することが必要ではないかと思っております。

最後に、第六点目には、これらの家内労働者が労働災害におちいることが非常に多いのでありますから、したがって現在の労災法の強制適用をするということと同時に、法律に明記をいたしませんけれども、やはりこれらの労働者に対する各種の社会保険制度を適用するということを私どもは強く主張していきたいというように思っております。

以上、簡単に申し上げましたけれども、私どもはぜひこの法律をつくることによって、隠れた形でもって非常に犠牲をこうむり、しいたげられていたところの主婦の皆さん、家内労働者の皆さん方に光を与えて、そしてこの労働者の人たちの地位の全体的な向上によって、日本の経済の成長をはかっていきたい、底上げをしていきたいという考え方でございまして、ぜひひとつ御理解をいたしまして、これらの私どもの考え方が国会全体に普及し、国民全体に理解をされて御賛同を得られるように、島本委員の一そうの御指導

をいただきたいと思っております。

○島本委員 大臣、いま聞いてみますと、政府提出の家内労働法の中には、現在の経済情勢にまだまだ即応し切れない点、また再びざる法といわれるのじゃないかと思われるような点がないわけでもないような気がしてまいりました。そのためには、いま社会党案が出され、その提案理由の説明がされ、なおそれに至りましたいろいろの説明も質問に答えてここにはつきりさせてもらつたわけでありまして、そういうようにしてみますと、やはり社会党案のほうが現実に即応するように思いますが、けれども、大臣としては、たゞいま田邊委員が提案されました社会党案に対してどのようにお考えになりますか、そのお考えを明確にしておいていただきたい。そのあとから私の質問に入らしていただきたいと思つております。

○野原国務大臣 社会党御提案の家内労働法案あるいは最低賃金法案、なかなかよく書いておる、一応の敬意を表しますが、しかしこれは、現実の問題として扱う場合においてはなかなかむずかしい問題がたくさんある。そこで、われわれはきわめて現実的に考えておりまして、家内労働審議会の御意見、答申等を十分に尊重しよう、あるいは最低賃金審議会の御答申等がまだ出ておりませんので、これらの問題をいま十分御検討願つておる段階で、にわかにかういふ方向でできるわけにはいかないという問題でおるわけでございます。また事実、日本の家内労働というものが非常に複雑多岐な条件のもとに行なわれておるという点で、たとえば労働時間をきつりきめてしまふということがいかに悪いかというふうな問題、あるいはこれを労働災害保険に強制加入というふうなことがはたしていいかどうかという問題等、まだ検討を要する問題が多々あると思つております。したがって、将来の点を考えてみますと、おそろしくこの法案は、だんだん社会党御提案のような方向で考えられる段階があるかと思つておりますけれども、順を追つてそういう方向に持っていく。一気に理想だけを追求していくと、現実にはなかなか

むずかしい問題が起きてくるという点を考えまして、われわれは慎重に、審議会の答申などを尊重し、そして最小限度、この際はこの程度のことではぜひともやりたいということでき上がったものが家内労働法でございます。それにしまして、いままで何やらやるべき基準がなかった今日の家内労働に對しまして、新しい方向が与えられ、これに對する大きな発展の方向が考えられるという段階におきましては、これは一歩も二歩も前進した案である。しかし、御指摘のような大きな理想から見れば、まだ十分なものではない。しかしこれは、国の経済の事情あるいは審議会等のいろいろな御意見を考へるときに、この程度で一応満足し、これによつて問題を進めていくということが必要ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。いろいろ御意見は拝聴いたしました。したが、そういう意味で政府案は、あらゆる角度から見まして、この案は、皆さま方の御賛同を得てぜひとも通過さしていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

○島本委員 いろいろ伺ひまして、私自身も十分本案に對しましての考へを改めて今後審議に入らなければならぬことを痛感いたしました。大臣も御承知のように、かつて農業基本法ができました。中小企業基本法ができました。公害対策基本法ができました。以前には労働基準法がすでにありますのであります。今回はまた家内労働者に對しまして家内労働法、いわば基準法に準すべきかういふような法律が出来るのであります。したが、いままで、現在の情勢を見る前に、過去からいまでもずっと立法の過程において、基本法といわれるものがどういふような状態で運営されたかといふことも十分考へなければならぬ問題の一つではないかと思つております。新しい、四年しかたない公害基本法にいたしまして、その第一条の目的からして、すでにいま現状に即さないという声がはういとして出てくるのであります。いま田邊議員が言われたような、いわば、大臣からいへば、少し先を見ておると言われるが、こういう

ようなことも、基本的な立場から見場合には、これは決して早過ぎるということはないはずであります。過去の基本法の例から見てもそのとおりではございませんか。そのときに、現実と妥協して、まだつき足りないようなかういふ法律を出すということにつきましては、すぐにまた手直しの必要に迫られ、またざる法ではないかという声がはういとして起こることをおそれるのであります。私は、もう一歩も二歩も前を見て出すのが適当だった、かういふように思つております。したが、私は、田邊議員提案の内容等にかんがみても、もっと政府案はそれに近づける努力を即刻すべきではないか、こう思つてゐるのでありますけれども、大臣、私の言うこと間違ひでしょうか。

○野原国務大臣 島本君の御意見は決して間違ひではないと思つております。現実には、常に生々發展する過程において、いつもそうした批判の上に次々にだんだんよくなつていくというふうにして、だんだんと改正を加えられ、実際に即した時代の進運とともに大きく変わつていくというのが必然的なものである。したが、出発当初においては、これが万全というふうな形はなかなかとりずらい。そこに一つの基準が考えられると思つておりますが、この家内労働法は、わが国できわめて重要な一つの家内労働に對する方向を示し、新しい政策が用意されるという点で、この立法は非常に意義を持つておる。かういふ面で、にわかには高遠な未来を展望する際においては、理想にまだ十分でない面もあると思つております。私もよくわかりますけれども、しかしまだこれからだんだんとよくしていくというふうな努力の積み重ねがあつて初めて法案としては手を加えられ、修正されていく、当然これは必要だと思つております。したが、こうした法律といふものは、とにかくあらゆる関係方面の意見を十分に尊重して、特に審議会の意見、答申を中心にして、とりあへずこの法案になつたわけでありまして、内容の吟味、検討は十分お願いすると思つて、この法案が、

これから御指摘のような方向に、だんだんと国民の世論あるいは産業、経済全体の中で、この法案の占める立場、役割りというものが理解されるに従って、当然これはある程度だんだんと修正される段階もあると思います。しかし、こういった法律案というものは、まあ一方から見れば、きわめて徹底的である、まだどうも中途はんばだという御指摘もあると思いますが、提案者としても、必ずしもこれをもって万全のものと考えたわけじゃございませんので、家内労働審議会等の御意見を十分中心にしてこの案を提出したわけでございますから、御不満であるとか足りないという問題は、今後の問題としてひとつ将来御検討いただくとして、この政府案を一步二歩前進の案であるという面でお考えいただけます。

○島本委員 いま大臣の言われることは了解いたしますが、そのことばをそのまま受け取りまして、万全ではないけれども、審議会の意向をくんでこの程度にしてお出し、将来を考えて、これはもう手を加え修正していかなければならない点はそういうふうにしていきたいのだということでありました。審議過程におきまして、そういう点があつた場合は、やはりそうすべきだと思ひますが、その覚悟はよろしうございますね。

○野原国務大臣 皆さんの御審議の過程において、十分ある程度の一致した御意見なりが出た場合においては、必ずしもこの法案をそっくり手直しをしないでやってもいいというこの意味ではございません。あるいは多少の修正も起こり得る、あるいは附帯決議等で将来の方向をなお一そう明確にお示しをいただくという必要もあるかと思ひます。いずれにせよ、とにかくこの法案が初めての法案でございます。必ずしも万全なものであるとい切るにはどうも少しじくじたるものがあるわけでございます。その点は、御審議の過程において十分御検討いただきたいと思ひます。

○島本委員 本会議における佐藤総理大臣の答弁

より、労働大臣の答弁のほうが、さすがに一步先んじていた、こういうようなことにつきまして率直に私は申し上げておきたいと思ひます。ただ、社会党案よりも五歩も十歩もおくれた家内労働法案だつたということは残念でありますけれども、いまの態度で、今後の審議にひとつ入らしていただきたい、こういうふうに思ひますので、この点はよろしくお願いいたします。

まず第一に、いろいろと提案理由の説明がありました、なるほどいまの日本の経済の実態を見ましても、御承知のように自由主義国第二位のGNPを誇るような生産をあげておる。こういうような状態の中でも、物価高に苦しむ家庭の主婦が、生活維持のためにこれまた内職をやらなければならぬという状態が並行しておる。これがいわば日本経済の特質ではないかとさへ思ふのであります。しかし、何としてもわれわれが理解できないのは、労働力が必要であり、いかなる工場、いかなる事業体でも、いまやあらゆる手段をもってこういうような労働力を集めておるのに、なぜ工賃を安く家内労働をやらなければならぬのか、これをいわけば奨励しないまでも、援助し、これを側面からうんと盛り上げるような理由がどこにあるのだということでありました。したが、いまして、家内労働者の工賃は労働者の賃金と比べてどうなのか、また、家内労働者はいまふえておるのか減つておるのか、こういうような点についてこれを大きく見ていかなければ、この審議の内容等につきますし、いわけの方向がずれることをおそれるのであります。したが、ここに安んじ工賃で家内労働をやらなければならぬその理由とともに、労働者の賃金と比べてどうか、それから、ふえておるのか減つておるのか、こういう点について事務局のほうから明らかにしてもらいたいと思ひます。

○和田政府委員 ただいま御指摘の点でございますが、家内労働者の工賃につきましては、一般的に申し上げまして雇用労働者の賃金より確かに安うございます。ただ、その労働する姿がいろいろ

と違ひがございしますので、必ずしも一律的に高い安いということはいふにいとむかひなく存じますが、一般的には確かに雇用労働者よりも安いということでございます。

それからまた、一方におきまして、そういう安い工賃でありながら、最近におきましては家内労働者の増加の傾向に相当著しいものがございます。把握していただけて百四十三万でございますが、三年前にはそれが八十七万であつたというようにことで、最近相当増勢が強いという実情にござい

ます。

○島本委員 それは賃金が低いから家内労働のほうへだんだん工場あたりから仕事を持っていく。そうなりますと、当然家庭そのものが工場化していくような傾向になつてくる。そうならなら安んじ賃金でよろしいということには当然ならないといふふうにおもふのであります。そして、これがだんだんふえてきておるといふような実態は、いまの報告のとおりだとすれば、これに對してもっと基本的なメスを加えなければならぬ。それは経済政策によるものか、労働政策によつて是正できるものか、いろいろあるでしょう。あるけれどもこれをそのままにしておいてはならないといふうにだけははつきり思ふのです。それで労働省の中には百万といふ、百万といふ、百三十万、あるいは三百万ともいわれるのですが、この実態に對する認識はどの辺にものさしを置いてこれをやつたらいひのですか。百万といふ考へ方、三百万といふ考へ方、これをひとつ、労働省内部で意思を統一してはつきりしてもらいたいと思ふのであります。

○和田政府委員 先ほどお答えしましたように、私もそのほうは昨年九月に調査しましたときに百四十三万、それに対しては婦人少年局のほうで調査をされたのが、推計的に見ますと約三百万といふような数字が出ております。これは実は私も家内労働者という観点でつかまえてまゐる、委託者から委託を受けて製造加工の業務を行なう者をつかまえております。それに対してし

て婦人少年局のほうの御調査は、消費者から直接頼まれた方も含んでおる。それから、私どものほうの調査は家内労働という場合に、一定の仕事をやつておられる方ということにしておりますのに對して、婦人少年局のほうの御調査は、一日でもやられた者も加えておるといふようなことで、定義のしかたと調査のしかたが多少食い違つておるところにその誤差がございします。

今回の家内労働法案は、私どもの定義につきまして、ごらんをいただいておりますように、委託を受けて、製造、加工等の業務を行なう者、こういうことでありまして、しかもその委託をする者が製造、加工、販売等を行なうことを業とする者、そういうものから受けておるといふことで、消費者から直接委託を受けるという問題については、今度の家内労働法案では触れておりませんので、そういう意味から申しますと、私どものほうの家内労働者という定義からいいますと、私どもの調査では一応百四十三万。しかし、これは調査で把握し得たものでありまして、実態が必ずそのとおりであるといふことをここで明確に申し上げるものではございません。調査上出てまいりましたのがそういうものだ。したが、いまして、いわゆる内職という定義と家内労働者というのとは、いま申しましたようなことで、必ずしも食いつかない面があるということに御理解をいただきたいと思ひます。

○島本委員 大臣、そうすると、いま基準局のほうでやつたのは、はつきり形態を持って、いわば元請から仲介か何かを経て働く人の家庭内に持ち込まれる、はつきりしたルートを通つた者だけで百四十三万だといふ。しかし一日でも働いたり、また、そういうルートを通らないで働いておる人は家内労働者ではないという定義ができるでしょう。いわゆる……（発言する者あり）横から口を出さぬでもいい。だから、きゆうすの口だといふんだ。それで、一日でも半月でも働く、それによつて生活のかたにたつた、こういうようなことになると、当然それ何といつたって家内労働者

じゃないか、働いている者じゃないか、こういうように思うわけです。その数が百四十三万に入らないでいるとしたら、これはとてもない。そういうのを入れたら三百万をまたこえているんじゃないかとさえる。私は、貧困ということを考えた場合に、いまやそういうようなルートでできてやっている者は一つの業としていけるけれども、業としないまでも、それに準ずるようになって生活のかたとして働いている人もまだまだ多いんだ。こういうようなことに目を向けて、その救済のためにも、そういうような人たちの健康保持のためにも、条件を改善するためにも、やはりもう一起こししないとだめじゃないか、こういうように思うわけです。

いま聞いたように、三百万といひ百四十三万といひ。はつきりルートを通じてきたものだけが百四十三万という。それには半月でも直接委託されたものなんか加えられないという。百四十三万でやったとすれば、これはもうすでに数の面でも相当違っているんじゃないか、こういうように思うのですが、大臣、いま両方の答弁があったようでありましたけれども、これは数は少しおかしいんじゃないやありませんか。

○野原国務大臣 確かに、御指摘のように、家内労働というものの多岐多様と申し上げたのはそのことなんで、おそらく厳密にいうなら一日でも内職をやっている者まで入れると三百万あるいはそれ以上かもしれない。しかし、その点は、今度の家内労働法ができましたと、家内労働手帳というふうなものをみんなに与えるわけですから、初めて明確になるわけですね。これが政策として明確にとらえられるということになるわけですが、私ども、実は多少関係しておるところで家内労働をやっている者がございます。というのは、会社につとめておったが結婚した。子供ができた。しかし何か内職がほしい。会社へ行つて、うちでできることをやらしてほしいというようなことで、そういう奥さん方が集まって、現在では相当の人数が、会社から直接資材を供給して、と

きとき会社にも行つてお互いに協議してやる。しかし、各家庭でできるものはやったほうがかえって都合がいい。会社につとめるよりもそのほうがぐあいがいいというので、実はできるだけいい条件で働いておるといふものもございます。これなどはむしろ仲介者、紹介人などはなくて、会社で直接働く人と同じようにやっていると、会社で働く人と同じようにやっています。そういう面でも、家内労働については今日まで非常に多岐多様でありまして、これが、この法律ができましたと、家内労働というものの一つの手帳が与えられる。あるいは条件等についても明確にして中間の搾取等はない。あるいは賃金支払い等についても明確にして安心していただけるというふうなことで、どこまでも家内労働に従事する人たちの利益というものを中心にしてこの法案はできておるうちに私は見ております。したがって、日本における家内労働というものの実態がそこで明らかになると思ひます。いままでのところは、どうも三百万とおっしゃり百四十万という、どうもとり方、基準のいかんによつてはともない大きな食い違いがあるようですけれども、それらの点がやはり家内労働の家内労働たるゆえんであるというふうな考へておるわけでございます。

○品本委員 これは、家内労働問題が取り上げられたのはだいぶ前からだったと思うのですが、それにしても今日に至るまで、まあ政府はほかとしていて、あるいは三百万といわれるような、こういうふうな婦人を中心にしたところの家庭内で働き、生活の補いにしなければならぬ、こういうふうな人たちができてきた。その実態を調べたら、はつきりルートへ乗つてやる人だけでも百四十三万もあるという事態になつて、ようやくこれをい出してきたわけでありまして、こうなりまして、あまりにおそ過ぎるのだ。これを出したのはいがにおそきに過ぎたという点はやはり残念であります。それにしても、おそいまでも、これはいいことだと思ひますけれども、どういふわけでお

それとあわせてもう一つは、家内労働契約者と雇用関係、こういうふうなもので家内労働法をつくるというところは、実態的に見て一つの前進だ。この実態を十分に充実させて、そうして、せっかくいいほうにいま向いてきたのであるから、将来さらに検討してそれを深めていく、こういうふうな一つの努力が必要じゃないか、こういうふうな大臣思ふのでありますが、そのためには法的にも十分この点の裏づけをしてやらなければならぬ。これはこれは論をまたないところで。したがって、家内労働者の団結、それと労働法上の労働組合としてやる、こういうふうなことは十分認識しなければならぬはずであります。そういうふうな点からして、工賃で生活しているこれらの労働者、これはあるいは三百万といひ、あるいは百四十三万といひが、これは憲法で認められた労働者だ、こういうふうなことで、労働法上の労働者として当然これは扱つてやるのが妥当である。そうして委託者と家内労働者が対等の立場で交渉してやるところまで認めてやるべきじゃないか。当然労働条件や工賃の問題はそれに含まれることは論をまちません。それと同時に、今度は団結権、団体交渉権並びに団体行動権、こういうふうなものもあわせてこれに認めるようにしてやれば、いまの発想に対して錦上添花の結果を招くのではないかと、こういうふうに思ふのです。発想はい、おそくなつても出てきた、そこまではいいけれども、これがのりくりで、まさにざるざる存在であるということになつたらたいへんであります。一歩前進してよくするために、やはりいま私が言ったような、こういうふうなことを正式に認めてやるべきじゃないか、こういうふうに私は思ふのであります。どうしてこれはおくれできたのか、こういうふうなことをあわせて、前向きに、いまのような法的なこういうふうな充実を期してやるべきである、この見解に對しまして、ひとつ大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○野原国務大臣 家内労働について、その人たちが労働組合をつくつていくということについて

は、別に否定するわけじゃないませんが、審議会におきまして、この問題については今後引き続き検討しようということになっております。家内労働というものの性格から見まして、労働組合に準ずるようなものになっていくだろうと思ひます。こういうものを別に否定するわけじゃないが、慎重な御意見が出ておりますので、慎重を期してやつていこう、こういうわけでございます。

○和田政府委員 問題が提起されましたのは昭和三十三年ごろでございます。社会党におかれては、そのころから家内労働法案をずっと連続国会に御提出になっております。政府のほうにおきましても、その当時から十分問題意識を持ちまして、昭和三十三年に臨時家内労働調査会という機関を設けまして、家内労働の実態、規制すべきもの、そういうことについての調査をいたしました。臨時家内労働調査会は、たいへん御熱心いろいろと御検討をいただきました結果、中間的には行政上の措置としてやるべきことについての中間報告等をいただきましたが、調査会で御検討になればなるほど、家内労働は、先ほど大臣から申し上げましたように、非常に複雑多岐である、きわめて千差万別である、そうして、しかもそれが時代の動きに応じてきわめて流動的であるというふうなことからいたしまして、いろいろ御研究の結果、昭和四十年の暮れに答申を出していただきました。さらに家内労働審議会を設けて、実態究明をしていくうちに、この間行政でいろいろの行政措置を行政指導として講じていったらいいんじゃないか、こういう趣旨の御答申をいただきました。それに基づきまして、昭和四十一年から、労働省設置法を変えまして、家内労働審議会を設置して、その審議会で鋭意御検討をいただきました。その結果が四十三年の十二月二十二日に最終的な答申として出てまいりました。その答申を拝見をいたしますと、家内労働問題はきわめて複雑多岐であり、しかも流動的である。そういうことから

うことは非常に困難であります。こういう上に立つて、一つの法律をつくることによって、法律の施行を通じていろいろと行政経験を重ね、行政措置をしていくにつれて、漸次家内労働の実態が明らかになるにつれて、法的な段階もそれに応じて踏んでいくべきである、こういう趣旨の御答申をいただいたわけでありました。この間、十年にわたり、長い歳月でございましたが、この長い歳月には、調査会及び審議会における非常に慎重な、しかも非常に御熱心な御討議があったわけでございます。私も、そういう意味からいって、十年の歳月は確かに長うございまして、たが、きわめて実りの多い成果をわれわれに提供をしていただいた。その成果に基づきまして、今回家内労働法案を提供いたしましたわけでございます。その内容とするところは、家内労働審議会からの基本的な方向として、基本的でかつ緊急なものから法制的整備をはかれ、そうして漸次段階的に法制的整備充実をはかっていくようにということで、この法案を提出するようになったわけでございます。長い歳月ではございましたけれども、こういうことによつて新しい法案を提出し、これが法律となりました。今後はその審議会が十年間かかっていろいろと御提議をいただきましたものを、逐次解きほぐしながら、大臣が申し上げましたような将来への現代的な法律に向かって行政措置の努力を続けていきたい、かように考えております。

○島本委員 実りの多いような成果だ、こういうようにいま言いましたけれども、これはやはり家内労働者の実態が従属的な労働の本質を持っている、こういうようなことを明確にしないままに、労働者保護の基本的立場、これが現在のところ、はつきり賃かかれていないままに、ただ実りの多い成果をこれにやっただ、こういうようなことを言っても筋は通らない。むしろ答申そのものの中にある筋の通った少数意見もこの中に盛り込まれない、これだけはやはり大臣もはつきり認識しなければならぬ、こういうように私は思うわけ

です。それを今後前向きに取り上げること、これが一つの前進になるのじゃないかと思うのです。これに本法には最低賃金制度とか、労働時間とか、こういうような明確な保障、どこをさがしてもそういうものさしがない。業務災害につきましても、委託者の責任がいまだどこをさがしてもはつきりとは見当たらない。それから家内労働者の集団的な労働関係の規制、こういうようなものも欠くような結果を招来している。そういうようなことからしても、もっとも家内労働者の生活と権利を守るために、今後大いに政府自身も、大臣自身もがんばってほしいものだ、こういうふうに思うわけなんです。いまの実りのある成果といふのは、これは官僚の言うことでありまして、大臣はこういうようなことは、はいそうですかと言ふ理由はないです。さきからこれはまだまだ足りないといふ大臣は言っているのに、説明では実りのある成果である、こういうよそのことを言ったりしてはいけません。聞かないかと思つて、議事録にだけ載せればよいと思つて、そんなことを答弁しても、地獄耳ですから何でもわかるのです。そういうような点答弁も十分注意しておいてもらいたいと思つて、その少数意見というもののついたままでも、これを十分採用しなかつたという点については残念ですが、今後こういうようなものに対しては、前向きに対処していかなければならない、こう思います。そうするのがほんとうに実りのある結果になるのであります。大臣どうですか。

○野原国務大臣 答申の取り扱いにつきましては、立法の際に、答申の本文については逐一尊重し、付帯意見については参考とさせていただきます。いうことになったわけでございますが、審議会の御了承を得るところでありまして、審議の過程においては議論の対象になりました御意見につきましては、今後とも念頭に置きまして、行政運営を進めてまいりたいと思つております。なお、この案は非常におそかつた、いまだ何だおそつた、いまだ私、いまだからい

もおそくはないと思つたのです。これを何にもしないでおつたら、ますますすまい。これはやはり、いまだからいもおそくはないといふことがございしますから、その辺のところをひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○島本委員 いまからでもおそくないといふのは、二・二六事件のときに生まれたことばでございます。こういうのは労働法関係の審議をするときに使うべきことばではない。これは完全なものでして早く出して、国民のために十分責めを果たすというのが労働大臣の責任であつて、いまだからいもおそくないといふことばは、これはいけないうことばであります。これはいまは早過ぎはしない、こういうようなところではないのでございまして、この点はひとつ大臣も今後は十分実施上注意してもらいたいと思つたのです。

それで大臣に特に伺ひしておきたいのです。ことに、婦人少年局長もおられますが、この中で労働時間とか、休日または深夜労働、年少青少年の就労、こういうようなことについてはどういふような規制や考案があるでしょうかといふこととあります。ことに、深夜労働についてはどういふふうに考案の。最低年齢は十五歳、こういうふうなことの規制についても、これは答申の中にも何かこういうような点があつたのじゃないかと思つたのですけれども、どういふような方針でいくのか。法案ではどういふ考案なんだ、この点、これは事務当局では、また実りのあるなんといふことになりまして、大臣直接、これは青少年に関する重大な問題であり、日本の将来にもかかわる問題でありますから、ひとつ大臣の決意を聞かしてまいりたいと思つたのです。

○野原国務大臣 家内労働者が夜おそくまで長時間にわたつて仕事をするということは、健康の面からいへば、また相互間の過当競争によつて工賃が低下するといふ面からも好ましいことではございません。しかしながら、家内労働は通念、家内労働者の自宅での自由な時間に行なわれるものでありますから、その就業時間を雇用労働者と同様に規制

することはむずかしいと考えます。したがつて本法案においては、雇用労働者に比較して長時間にわたる就業を余儀なくされるような委託をした、そういう委託を受けたらしないように、委託者も家内労働者も自主的に努力すべきこととしたほか、また行政官庁は審議会の意見を伺つて、始業、終業時間の規制や一斉休日制など、就業時間の適正化のために効果的な手段を勧告できることとしておりますので、この制度の活用並びに最低賃金制の積極的、効果的な推進等によりまして、家内労働者の長時間労働または深夜労働が行なわれないようにつとめてまいりたいと考えておるわけでございます。

○島本委員 これは事務当局に聞きます。いま大臣言つたのは皆さんの書いたそれを読んだのです。が、これは、自主的な努力、一斉休日、審議会の意見を聞き、そして効果的にそれを実施する、こういうのです。それによつて深夜労働と年少者の就労に對しての規制ができるか、さういふ法にしないためにこれは事務的に聞いておいたほうがいいのです、ことに青少年の問題ですから、それをもう一度事務当局のほうから、いまの大臣の答弁を具体的にこうするから深夜就労にならないのだ、休日就労にならないのだ、このことを具体的に言つて下さい。

○和田政府委員 大臣から申し上げましたように、家内労働は自分の家で家族がいろいろのなにをやるというところで、おやさんだけとか奥さんだけとかといふことでなくて、子供さんもみまがれば手伝うといふのが実態でございます。その子供さんが手伝うのを手伝つてはいけなひのだといひまして、しかばだれがどう確認するかといふことになりまして非常にむずかしい問題があることは、島本先生御存じのとおりでございます。それも子供まで働かせるという、あるいは長時間、おそくまで働かせるという、あるいは長いために、工賃がきつめて低廉でないという状態が非常に望ましい。工賃がある程度に保証

されることになりますれば、そこまで無理をしなくてもいいじゃないかということになるわけでございます。その点が大から申し上げました、最低賃金の確な運用によってそういうものを経済面からささえていきたい、こういうことでございます。それから休日といひましても、家庭の中の休日というのは別にあるわけじゃないません。何が休日かということとは非常に問題があるわけでございますので、そういう意味からいいますと、私どもはまず第一的には、工賃に対する規制が法律案の中に入っておりますが、これを有効に活用することによって、その押し上げで、長時間労働とか、俗にいわれる休日労働とか、あるいは子供たちが両親のやっているのを手伝うということ、それまでしなくてもいいような状態をつくっていくことが望ましいことであり、そういうことにつきましましては、この法律案が法律となりまして具体的に動いていくときには、家内労働審議会と十分御相談を申し上げるという形の法律案になっております。この家内労働審議会には、委託者及び家内労働者の代表の方が入っていらつしやいますし、学識経験者の方にも入っていただきまして、その場面で現実合う議論をしていただきつつ、漸次行政措置を進めていきたい、こういうことに考えております。

○島本委員 やはり何か言っていくとずれますね。これは中央も地方もよろしい。この審議会がないところでは、基準局の中の一つの機関がこれに当たることになりましよう。いまおっしゃったように、そういう中に十分これを取り入れてやっていく、こういうふうになつたならば、全部に優秀な人材を配置しなければならぬ、結果しなればならない。それと同時に、実行力もつけて、その規制も十分つけられるような権能も与えなければならぬということになるじゃありませんか。いままでことばだけではいいやうにやられていたから、これは聞かなくても平気だ、ことに法で規制してある、法に規制してあつても、あまり罰則が低過ぎるものですから、基準法違反は

平気でやつて、そして罰金払つても深夜やらしたほうが得なんだ、こういうふうな企業だつてあるじゃありませんか。そこがこの監視機関になるじゃありませんか。もうかれれば何でもやつていい、罰則も少ない、こういうふうなことで完全にできるというのですから、やつてみせてもらいたい。だから社会党がああいう案を出さないといふだ。笑ひごとじゃないです。気をつけなければならぬ。

それで、今後とも深夜労働とか年少者の就労、こういうふうなのは特に家庭労働の場合には気をつけるような方法をとつてもいい。これは将来の問題でもあるし、これは現実手伝うからいいのだ、道徳上親を手伝うのは二宮尊徳みたいに純風良俗なんだ、こういうふうなやつても、最近の子供はそう思わない節が多いのです。しかしながら、食うや食わずや、どうにもできないとなつたら、それをやるでしやう、それも社会情勢が悪いのだから、それなのにそれをやつて、うんと子供を働かせて、勉強しないでも親の手伝いさせるのはいいのだ、あたりまえなんだ、こういうふうな考え方は、私も年とつてゐるが、あなたもだいたい年とつたと言われますよ。十分考えて、そんなことがないやうにしてやるのが第一番。

それと同時に、業者の規制に対しては別にお考えないでしやうか。いろいろ内容を見たりして、まだ本論に入らないのです。私の言うのは外回りなんです。心配になつてゐる点だけは全部聞いておいて、それから今度具体的にやらなければならぬことになるのでありますから。この内職者の権利を擁護するといふことがいふ法律の一つの趣旨だとすると、そのためには、それを阻害するやうな業者に対してはきびしくそれを規制するといふことは当然であります。しかしいままでのやり方ではどうしてその実をあげることでござんない、私はこういうふうに思ふわけですが、したがつて、この業者自身どういふやうなことをやつてお

るか、その把握の問題はあとからゆつくり聞きます。業者をどういふやうに把握するのだ、これはどの程度までやるのだといふことは、あとでもう一回やりまされども、しかし悪質業者の取り締まりというやうなことにつきましては、やはり十分意を用いてこれをやらなければならぬわけですね。そして、そういうやうなことをすることが結局内職者を擁護することにもなるわけですね。たとへば刺しゅうの面だとか、または弱電を扱うといふやうな企業に見られるのですけれども、誇大広告によつて人を集め、それをやらせる、こういうやうなことを実例として訴えられております。こういうやうなことも公正取引委員会のほうへいくと大きい問題になるでしやうけれども、家内労働の中では芽も出さないといふことであるならば、これはとんでもないことになります。したがつて、そういうことがないやうに十分政府機関でも取り締まる必要があるのじゃないか、そしてそういうやうな者に対しては厳重にひとつ罰則をもつてでも臨まなければならぬはずだ、こういうやうに思ふわけですね。しかしさう見ましても、罰則の点は残念ながら寛容に過ぎるやうに思われるわけでありまされども、この点は少し具体的な例もあることでありますから、大臣、前にも申しましたやうに、深夜労働や年少者の就労、こういうやうな問題を規制させることと同時に、悪質業者と思はれるやうな人に対しての態度もここに厳然としておかなければならぬのじゃないか、こういうやうに思ふわけなんです。こういうやうなことに對しましてもまた、大臣のお考えをひとつ聞いておきたいと思ふのです。

○野原国務大臣 家内労働については、第三条及び第四条で家内労働手帳の交付の際における条件、あるいは就業時間に対する規制などもやつておりますし、こういった問題に違反する、あるいは適正でないといふものについては厳正に、これらの業者に対しては委託をさせないといふやうなことでも指導するつもりであります。とにかくこの家内労働法第三条には罰則を設けておるのであり

ます。こういった面での際十分目的を達し得るというやうに考えております。

○島本委員 それで、もう一つの傾向として、大臣、従来からこういうやうな一つのやり方、家内労働的なこれらの行き方は口約束の習慣が多いわけですね。そして業者、こういうやうなものから押しつけられるやうな習慣がいまでもあるわけですね。ですから、今後ともこういうやうな点では十分考えておかなければならぬと思ふのです。たとへばいゆる港労働者、港灣に働く労働者のために、いま保護立法としての港労働法があるのです。しかしながら、これに対して少ないけれども罰則をやつても、手配師といふやうなものがあとを断たないのです。それがいまや社会悪の一つの源泉さへなしているやうな状態であります。この辺は、法とともにその取り締まり体制を厳重にしておかなければだめだといふことなんです。

法律による罰則があるからいいじゃないか、これはまた大臣、官僚の考えることであつて、実際の法律を実施してみると、いまのやうな点が方々にあるわけですね。ことに基準法といふやうなものも十分その効果を發揮してゐるはずなんですけれども、炭山のあの例に見られるやうに、違反と事故があつたと断たないやうな状態である、こういうやうなことであります。したがつて、これは口の約束によるところのこういうやうなものがいままで多いから、あるいは三百万人といわれ、あるいは百四十三万人といふやうなことが出てくる。したがつて今後とも口でこういうやうな契約をやつた人、これをほんとうのルートに乗せるということに對しましても、なかなかこれは困難性も出てくる点ないわけじゃありません。これは業者の押しつけや習慣によつて行なわれている点が多いわけでありますから、そういうやうな点も的確にこのルートに乗せるのでなければ、これは今後の完べきを期し得られないと思ふのです。こういうやうな点を十分調査してありますかどうか。これに對しましても大臣、はつきりした態度で臨まないといけませんから、ひとつ罰則があるからこれでい

いんだという考えに、罰則がある法律が何ぼあってもこれはほとんど破られているから、これに対する行政措置を完全におこななければならぬことを申し添えておきたいと思うのです。決意を伺っておきます。

○野原国務大臣 家内労働手帳を交付するわけですが、この家内労働手帳には「委託をするつど委託をした業務の内容、工賃の準備、工賃の支払期日その他労働省令で定める事項を、製造又は加工等に係る物品を受領するつど受領した物品の数量その他労働省令で定める事項を、工賃を支払うつど支払った工賃の額その他労働省令で定める事項を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければならぬ。」「実は私これを見て、非常によく書いてある、これまで書けば、これを厳正にやるならば少しも心配はない、しかもこういうことをやらない者に対しては一切委託をしてはならぬということを取り締まるわけですから、このとおりになっておるとすれば、これはもう安心だというふうな気がいたします。しかしこういうものは、幾らこう書いておいてもなかなかそのとおりにならないものもある。これに対してはきびしく罰則を設けていくということ、いままで明確でなかった、口約束でやっていったというものがこまではつきり約束してやれば、今度は委託者も非常に責任があらりますから、またこれに対しては十分取り締まりの方法も講ぜられるということで、初めて家内労働法の威力を発揮できるというふうに考えております。

○島本委員 大臣もいろいろおっしゃいましたが、まさにそのとおりでございましょう。しかし、この中には罰則はそういうふうにあるけれども、罰則なしの努力規定になっているものも相当多いですよ。大臣、いいところだけ覚えていて言ってもだめです。この次あたりそういうようなところをまた指摘しなければならぬけれども、あらかじめ言っておきます。いま大臣は罰則のりっぱなのがついているからこれ以上ないように喜んでいましたが、罰則なしの努力規定だけになってい

るのも、これに相当する以上に多いのです。無条件で喜んでいけませんよ。そういうような状態ですから、この次に具体的にそういうような問題に対して明らかにしてもらわなければならぬと思います。

その前に、これはどうでしょうか。休業手当の問題、こういうような問題に対して、やはり家内労働者にも考えておいてやらなければならぬ問題もあるんじゃないか、こう思うわけなんです。家内労働者にも失業保険だとかまたは労災保険だとか健康保険、こういうようなものも適用すべきであることはそうですけれども、この法案ではそうしていないというところは意外なんです。これはどういうわけなんだろう。せめて休業手当、こういうようなものも——委託者からの要請によって、あるいは何らかの理由によって、急におまえのほうにはやらないとびちと切られることもあり、もうすでにそういうようなことに対する訴えもあるのです。ですから、そういうような場合にはちゃんとおまえさん払いなさいというふうな休業手当制度も設けておいたほうがいいんじゃないか、こういうふうに思うわけなんです。が、これに対しては大臣どうお思いですか。

○和田政府委員 先生御指摘のように、休業手当という問題でございしますが、雇用労働者の場合におきましても休業手当が、使用者側の責任によって休まざるを得ないというように、一身専属といえますが、ある使用者に使われている者についてはそういうのがございしますが、実は家内労働者につきましても必ずしも一人の委託者によって家内労働をやっているとは限らない面が非常にございまして、複数の委託者から仕事を受けてやっておるといふ人も相当ございます。それで、家内労働委託者と家内労働者との関係というものは、休業手当というようにことで規制いたします場合に、必ずしもその関係が円滑にいかないような具体的な事実もあるというのが、家内労働調査会以来いろいろ調査をされた結果の問題でありまして、将来の問題として、その特定の委託者

と特定の家内労働者というふうなものがきわめて密着したような事例等が、今後この法律案が法律として施行されていく段階において漸次明らかになってまいりました場合には、先生の御指摘のような休業手当の問題等十分考えなければならぬと思います。いまの行政で把握をする姿勢からいいますと、家内労働審議会がいつておられますように、いましばらくそういう経過を見ていくべきではないか、そうすることのほうが今日の時点においては妥当であらうというふうな気持ちでおりまして、この休業手当がこの法律案の中に形を出しておらないのもそういうことであって、ただ私どもは、先生の御指摘のような問題がございしますので、そうしたところに行政措置を進めていきます場合に、必要があれば今後の問題として法律の改正ということも考えなければならぬのではないかと、かように考えております。

○島本委員 まだまだたくさん——本案に入っていない、外まわりだけなんです。それも若干切りのいいところというところがあります。いろいろなことでもございしますので、きょうはこの程度でひとつ打ち切っておきたい、こういうふうに思うわけなんです。せっかくいままでいい答弁がございましたから、それを十分参酌して、この次には再びこれをやってまいりたい、こういうふうに思いますので、委員長はほうでよろしくお取り計らい願いたいと思います。

○伊東委員長代理 それでは、次回は公報をもってお知らせすることにして、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十分散会